

令和 8 年第 4 回府中町議会定例会

会 議 録（第 1 号）

1. 開 会 年 月 日 令和 8 年 6 月 2 6 日（金）

2. 招 集 の 場 所 府中町議会議事堂

3. 開 議 年 月 日 令和 8 年 6 月 2 6 日（金）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 出席議員（18 名）

議長	力 山	彰 君	副議長	森 本	将 文 君
2 番	橋 井	肇 君	3 番	安 部	智恵美 君
5 番	松 本	真 明 君	6 番	梶 川	三樹夫 君
7 番	木 田	圭 司 君	8 番	三 宅	健 治 君
9 番	川 上	翔一郎 君	10 番	西 山	優 君
11 番	坂 田	栄 一 君	12 番	山 口	晃 司 君
13 番	齋 藤	昇 君	14 番	宮 本	彰 君
15 番	田 中	伸 武 君	16 番	二 見	伸 吾 君
17 番	狩 野	雄 二 君	18 番	金 澤	映里子 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 欠席議員（0 名）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 付議事件

1 会議録署名議員の指名

2 会期の決定

3 諸報告

（1）議長報告

（2）常任委員会委員長報告

（3）議会運営委員会委員長報告

（4）議会報特別委員会委員長報告

（5）自治制度調査研究特別委員会委員長報告

（6）監査委員報告

(7) 広島県後期高齢者医療広域連合議会議員報告

4 町長報告

・行政報告

・報告第6号 予算の繰越明許の報告について（一般会計）

・報告第7号 府中町土地開発公社の経営状況について

5 第27号議案 令和8年度府中町一般会計補正予算（第2号）

6 第28号議案 府中町税条例及び府中町都市計画税条例の一部改正について

7 第29号議案 府中町立体育場の設置及び管理条例の一部改正について

8 第30号議案 工事請負契約の締結について

9 第31号議案 財産の取得について

10 第32号議案 財産の取得について

11 第33号議案 財産の取得について

12 第34号議案 財産の取得について

13 第35号議案 財産の取得について

14 第36号議案 指定管理者の指定について

15 第37号議案 監査委員選任の同意について

~~~~~〇~~~~~

7. 説明のため会議に出席した者

|             |   |           |
|-------------|---|-----------|
| 町           | 長 | 寺 尾 光 司 君 |
| 副 町         | 長 | 桑 原 強 君   |
| 教 育         | 長 | 新 田 憲 章 君 |
| 総 務 企 画 部   | 長 | 谷 口 充 寿 君 |
| 財 務 部       | 長 | 土 井 賢 二 君 |
| 福 祉 保 健 部   | 長 | 増 田 康 洋 君 |
| 町 民 生 活 部   | 長 | 胡 子 幸 穂 君 |
| 建 設 部       | 長 | 磯 亀 智 君   |
| 建設部区画整理担当部長 |   | 井 上 貴 文 君 |
| 消 防         | 長 | 橋 本 臣 彦 君 |
| 教 育 部       | 長 | 中 本 孝 弘 君 |
| 危 機 管 理 監   |   | 新 宅 和 彦 君 |

|                     |           |
|---------------------|-----------|
| 総務企画部次長兼総務課長        | 梶 山 睦 生 君 |
| 総務企画部次長兼職員課長        | 岩 崎 雅 男 君 |
| 財 務 部 次 長 兼 税 務 課 長 | 藤 田 正 明 君 |
| 福祉保健部次長兼福祉課長        | 箱 田 進 一 君 |
| 町民生活部次長兼自治振興課長      | 倉 崎 誠一郎 君 |
| 建設部次長兼維持管理課長        | 谷 口 洋 二 君 |
| 消 防 本 部 次 長         | 瀬 戸 剛 君   |
| 教育次長兼学校教育課長         | 穴 田 貴 君   |
| 教育次長兼社会教育課長         | 砂 崎 勇 介 君 |
| 政 策 企 画 課 長         | 藤 永 政 己 君 |
| 財 政 課 長             | 升 井 祐 佳 君 |
| 子 育 て 支 援 課 長       | 平 尾 明 子 君 |
| 高 齢 介 護 課 長         | 松 林 亮 君   |
| 住 民 課 長             | 塩 月 久美子 君 |
| 環 境 課 長             | 相 原 一 夫 君 |
| 都 市 整 備 課 長         | 高 橋 幹 君   |
| 区 画 整 理 課 長         | 大 神 規 正 君 |
| スポーツ交流拠点推進課長        | 丸 谷 大 介 君 |
| 警 防 課 長             | 岩 井 勝 君   |
| 予 防 課 長             | 池 本 琢 己 君 |
| 教 育 総 務 課 長         | 宮 脇 理 恵 君 |
| 教 育 総 務 課 主 幹       | 長 岡 広 憲 君 |
| 危 機 管 理 課 長         | 三 宅 敬 典 君 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 8. 職務のため会議に出席した者

|             |           |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 小田上 和 史 君 |
|-------------|-----------|

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 9. 議事の内容

(開会 午前 9時30分)

○議長（力山 彰君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしております。よって、令和8年第4回府中町議会定例会を開会いたします。

(開議 午前 9時30分)

○議長(力山 彰君) 直ちに本日の会議を開きます。

議事日程を御覧ください。

本日の議事日程でございますが、御覧の日程で会議を進めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(力山 彰君) 御異議なしと認めます。よって、議事日程のとおり会議を進めることと決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長(力山 彰君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、8番三宅議員、9番川上議員を指名いたします。

なお、川上議員は交通渋滞のため、少し遅れて来られるということでございますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(力山 彰君) 日程第2、会期の決定を議題に供します。

会期日程案を御覧ください。

本定例会の会期につきましては、案として御覧のとおりです。

それでは、お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月30日までの5日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(力山 彰君) 御異議ないようでございますので、本定例会の会期は、本日から6月30日までの5日間と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長(力山 彰君) 日程第3、諸報告に入ります。

まず、議長報告を行います。

3月定例議会以降は、4月22日に広島県町議会議長会定例会が開催され、6つの規約等の改正をしております。

まず、事務所を広島県自治会館内から広島県庁北館 1 階へ移転したことに伴う議長会規約の改正、事務局の組織及び文書の取扱変更に伴う議長会事務局規程の改正、表彰の対象となる議員在籍期間を 14 年以上から 12 年以上に改める表彰規程の改正、職員の定年年齢 60 歳から 65 歳の引上げ及び給与支給基準の変更に伴う事務局職員の任免に関する規程の改正並びに職員の給与に関する規程及び職員の定年等に関する規程の廃止を決定いたしました。

また、今年度実施予定の議長行政視察研修について調整を行っております。

なお、会議における詳細な資料は、事務局にありますので、参考にさせていただければと思います。

以上で、議長報告を終わります。

次に、各常任委員会の委員長報告を行います。

総務文教委員会、西山委員長、お願いします。

○10 番（西山 優君） 皆さん、おはようございます。それでは総務文教委員会の報告をさせていただきます。

3 月定例会以降、4 月 13 日に委員会を、6 月 15 日に委員会と協議会を開催しております。

4 月 13 日の委員会では、開会前に異動に係る課長級以上の職員紹介を受け、開会後は、教育長からの報告を受けた後、学校教育に関する事務調査、社会教育に関する事務調査及び校舎その他の施設整備に関する事務調査として、第 3 次府中町教育振興基本計画、第 2 次府中町スポーツ推進計画、令和 8 年度主要工事執行計画及び令和 8 年度児童生徒数についての説明を受けております。

6 月 15 日の委員会では、町長、教育長からの報告を受けた後、防災に関する事務調査として、府中町国土強靱化地域計画（案）について、社会教育に関する事務調査として、放課後児童クラブ負担金減免について、校舎その他の施設整備に関する事務調査として工事請負契約の締結の報告についての説明を受けております。

続いて、協議会を開催し、今定例会に向けた議案等の概要説明を受けております。なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上、簡単ではございますが、総務文教委員会の報告を終わります。

○議長（力山 彰君） 厚生委員会、宮本委員長、お願いします。

○14 番（宮本 彰君） おはようございます。厚生委員会の報告をいたします。

3月定例会以降、4月14日に委員会を、6月16日には委員会並びに協議会を開催しております。

まず、4月14日の委員会では、生活環境に関する事務調査として、府中町第2次ごみ処理基本計画及び府中町地球温暖化対策実行計画【区域施策編】について説明を受けました。

また、令和8年度主要工事執行計画及び6件の請負変更契約の締結についても説明を受けております。

次に、6月16日の委員会では、社会福祉事業に関する事務調査として、障害福祉サービス、生活介護の提供について及び府中町新型インフルエンザ等対策行動計画の改定についての説明を受けております。その後、シルバー人材センターへの支援について、調査を行っております。また、生活環境に関する事務調査として、下水道事業に係る2件の工事請負契約の締結について説明を受けた後、ふれあい収集の手法の拡大について、調査を行っております。さらに、5月11日から13日に実施した行政視察の出張報告について、取りまとめを行いました。報告書は、定例会の諸報告資料としておりますので、御覧いただければと思います。

そのほか、6月定例会前ということで、協議会に切り替え、提出予定案件について説明を受けております。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上で厚生委員会の報告を終わります。

○議長（力山 彰君） 建設消防委員会、森本副委員長、お願いします。

○4番（森本将文君） おはようございます。建設消防委員会の報告をさせていただきます。

3月定例会以降、4月15日に委員会を、6月17日に委員会並びに協議会を開催しております。

4月15日の委員会では、建設事業に関する事務調査、都市計画に関する事務調査、山陽本線連続立体交差及び向洋駅周辺再整備事業に関する事務調査として、令和8年度主要工事執行計画について、揚倉山健康運動公園再整備事業の事業者選定結果について、工事請負契約の締結の報告について、工事請負変更契約の締結の報告についての説明を受けました。

6月17日の委員会では、建設事業に関する事務調査、山陽本線連続立体交差及び

向洋駅周辺再整備事業に関する事務調査として、工事請負契約の締結の報告についての説明を受けました。

そのほか、6月定例会前であるため、協議会に切り替え、6月定例会に向けた案件の概要説明を受けております。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上で、建設消防委員会の報告を終わります。

○議長（力山 彰君） 議会運営委員会、木田委員長、お願いします。

○7番（木田圭司君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告をさせていただきます。

議会運営委員会は3月定例会以降、6月24日に委員会を開催しております。

6月24日の委員会では、陳情の報告や、本定例会の会期決定などを行ったほか、議長を除く全議員が署名した議員提出議案の本会議での取扱いについて協議をし、本定例会から提案説明を行う運用とする旨、確認をいたしております。

このほか、法律の改正に伴う条文の整理を行うため、府中町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正することについても、案の説明を受け、了承いたしております。

以上で、議会運営委員会委員長報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（力山 彰君） 議会報特別委員会、二見委員長、お願いします。

○16番（二見伸吾君） 皆さん、おはようございます。議会報特別委員会の報告をさせていただきます。

議会報特別委員会は、3月定例会以降、3月17日の定例会閉会后、3月27日、4月7日及び6月25日の計4回、開催しております。

3月17日の委員会では、「議会だより（第181号）」の執筆者や、発行までの日程を確認しました。

3月27日の委員会では、原稿の校正と写真の調整を行いました。

4月7日の委員会では、初校により、見出しや記事内容などを構成しました。

6月25日の委員会では、今定例会の内容をお知らせする「議会だより（第182号）」の編集に向けて、執筆者の決定や、発行までの日程調整などについて協議をいたしました。

以上で、議会報特別委員会の報告を終わります。

○議長（力山 彰君） 自治制度調査研究特別委員会、狩野委員長、お願いします。

○17番（狩野雄二君） 皆さん、おはようございます。自治制度調査研究特別委員会の報告をさせていただきます。

本委員会は、3月定例会において設置されて以降、4月10日と6月5日に委員会を開催し、府中町の将来に関わる自治制度の在り方について調査研究を進めております。

まず、4月10日の委員会では、「単独自治体としての府中町の在り方について」を議題とし、市と町の法令上及び制度上の相違点、本町の現状と課題、さらには今後の取組方針等について説明を受け、調査を行いました。

次に、5月26日から27日にかけて、石川県野々市市及び埼玉県白岡市を行政視察し、両市における市制施行の経緯等について説明を受けました。両市とも、市制施行に向けた丁寧な説明や機運醸成の取組を重ね、住民の機運が十分に高まった中で、市制へ移行された経緯を伺ったところです。

なお、本視察の内容につきましては、出張報告書として取りまとめ、今定例会の諸報告資料として提出をしておりますので、御参照いただければと思います。

6月5日の委員会では、「単独自治調査研究審議会及び住民説明会について」を議題とし、本年5月に設置された審議会の審議状況や、6月から開催するとした住民説明会の実施計画等について説明を受けました。

また、委員会の場では、各委員から活発な質疑及び意見交換が行われました。委員からは、本件は町の将来像やまちづくりの方向性、さらには次世代へどのような地域として引き継いでいくのかにも関わる重要な課題であり、議論を進めるに当たっては、町民の皆さんに対する丁寧かつ分かりやすい説明と、正確で公平な情報提供が不可欠であるとの趣旨から、多くの意見が出されたところです。

委員会としましては、町民の負託に応えることのできる基礎自治体の在り方としていかにあるべきか、引き続き慎重かつ丁寧に調査研究を進めていく予定としております。

以上で、自治制度調査研究特別委員会委員長報告を終わります。

○議長（力山 彰君） 次に、監査委員報告をお願いします。

山口監査委員。

○12番（山口晃司君） 皆様、おはようございます。

それでは、監査委員報告をさせていただきます。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく例月出納検査ですが、令和8年2月分を3月19日に、3月分を4月20日に、4月分を5月20日に、代表監査委員土井精二、並びに監査委員山口晃司の両名で実施しました。

検査の結果については、報告書のとおり、いずれも現金の出納事務は適正に処理されていることを認めました。

次に、地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査ですが、令和7年度第2期定期監査を令和7年12月15日から令和8年3月6日までの間、実施しました。

監査の方法ですが、教育委員会教育総務課及び議会事務局を対象に、令和7年度に属する財務に関する事務について、事務処理が適正に行われているか、関係書類を検査照合するとともに、必要に応じ、所属職員から聴取を行いました。

監査の結果につきましては、報告書のとおり、財務に関する事務については、おおむね適正に処理されていました。

以上で、監査委員報告を終わります。

○議長（力山 彰君） 次に、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員報告をお願いします。

宮本議員。

○14番（宮本 彰君） それでは、広島県後期高齢者医療広域連合議会の報告を行います。

令和8年3月定例会以降は、広島県後期高齢者医療広域連合議会は開催されておられませんので、報告事項はございません。

以上で報告を終わります。

○議長（力山 彰君） 以上をもって諸報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 日程第4に入る前に、理事者の入場のため、しばらく休憩いたします。10時5分から再開いたします。休憩。

（休憩 午前 9時53分）

（再開 午前10時05分）

○議長（力山 彰君） 休憩中の議会を再開します。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（力山 彰君） 日程第４、町長報告を行います。

最初に行政報告からお願いします。

町長。

○町長（寺尾光司君） 皆さん、おはようございます。６月定例会ということで、会期を先ほど本日から３０日までの５日間と決定いただきました。どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、町長報告としての行政報告を３件、昨日から防災体制を取っておりますので、そのことを含めて３件報告させていただきます。

まず最初がですね、防災体制についてということでございます。

今週の水曜日ですね、６月２４日からですね、大雨の防災体制についてを報告をいたします。

２４日２３時８分にですね、府中町にレベル２土砂災害注意報が発令され、翌日の２５日深夜０時４０分にですね、警戒態勢といたしております。降り始めから昨日２５日１９時までに、累加雨量が１７０ミリを計測し、２１時３４分にレベル２大雨注意報が発表され、また、２６日、本日未明からですね、未明から朝にかけて激しい雨が予測され、土砂災害の危険が高まったということからですね、昨夜２２時に自主避難所５か所を開設をいたしております。しかし、避難情報を発することもなくですね、避難された方はいらっしゃいませんでした。のですね、全ての自主避難所を本日７時に閉鎖をいたしております。なお、本日８時時点で、累加雨量は２１７ミリ、土砂災害注意報は継続、大雨注意報は解除されております。土砂災害注意報はですね、本日の２４時まで継続される見込みでございまして、警戒態勢は継続をいたしております。

梅雨前線がありまして、また台風もやってくるということでございます。引き続き、町民の安心・安全のため、防災体制の強化に努めてまいりたいと思っております。

この件については以上でございます。

２件目が、来年度の主要事業の推進に当たりまして、国への提案活動をはじめ、東京にて各種の要望活動を行っておりますので、その御報告をいたします。

まず、国への提案活動でございます。

去る6月8日に国土交通省中国地方整備局へ、そして翌日の6月9日に県東京事務所と岸田文雄衆議院議員事務所の御協力をいただき、国土交通省と文部科学省へ提案活動を行っております。

提案項目は3項目で、国土交通省関係がですね、都市公園における官民連携事業の円滑な推進と防災性の向上ということ。内容はですね、揚倉山健康運動公園に対する要望ということでございます。2つ目が都市構造再編集中支援事業の推進ということで、こちらは主には南公民館の建て替えに対する要望ということでございます。そして文部科学省関連がですね、学校施設環境改善事業の推進ということで、学校の特別教室へのエアコン設置に対する財源要望を行ったというものでございます。

例年ですね、この時期に提案活動は行っていませんでしたが、今年度から事業着手いたします揚倉山健康運動公園へですね、想定を上回る補助内示を受けたことへのお礼を含めてですね、今後、補正予算が措置された場合の追加要望、そして来年度、9年度当初要望についてですね、3つの事業に的を絞って提案活動を今回行ったというものでございます。

両省においてですね、幹部職員に直接対応をしていただきました。新規事業等について重要性を御説明の上、事業推進等についてに関する提案書をお渡しし、財源について要望をいたしたところでございます。

提案事業に関しましてですね、優先度が非常に高い事業であると認識している。国としてもですね、予算確保に最大限努めたい。また補正予算の必要性についてはですね、地方からも声を上げていただきたいといった返答をですね、いただいております。

続きまして、東京で開催され、出席しました全国各種の全国大会と個別要望活動について、4件ほど御報告をいたします。

まず、5月12日に全国道路利用者会議第78回定期総会が千代田区の砂防会館において開催されました。総会では、令和7年度事業及び収支報告並びに令和8年度の事業及び収支計画が議事として上がり、併せて成長投資につながる道路ネットワークの強化など5項目の決議が採択をされております。翌日の5月13日に道路整備促進期成同盟会全国協議会第47回通常総会と命と暮らしを守る道づくり全国大会が、先ほどと同じく砂防会館において開催をされております。総会では、令和7年度事業及び決算報告並びに令和8年度の事業計画並びに予算が議事として上がり、併せて道路ネットワーク機能強化などの5項目の決議が採択をされております。また、総会及び

大会の前後にですね、衆・参国会議員、国関係機関等への個別要望活動が実施されております。私自身はですね、衆議院第二議員会館及び参議院議員会館において、広島県選出の国会議員へ、そして財務省においてはですね、担当主計官のほうへ要望活動を行っております。

翌日の5月14日にですね、第4回インフラメンテナンス市区町村長会議全国大会が千代田区のイイノホールにおいて開催をされました。市区町村における持続可能なインフラメンテナンスの充実強化に関する7項目の決議が採択されたほか、インフラメンテナンス国民会議の会長並びに副会長から、「今、直面するインフラの危機」と題した特別講話がありました。

次に、5月28日に令和8年度全国治水砂防協会第90回通常総会が千代田区の砂防会館において開催をされております。元気象庁長官でございます、財団法人の気象業務支援センターの理事長から「新たな防災気象情報をめぐって」と題した特別講演があったほか、令和7年度事業報告及び決算審議並びに令和8年度事業報告及び予算報告が議題として上がりました。

以上4件のほか、6月3日に全国街路事業促進協議会第62回通常総会に出席を予定しておりましたが、台風6号接近のため中止となりました。

提案活動その他の活動報告については以上でございます。

そして3つ目でございます。令和7年度の決算見込みの概要についてということでございます。100万円単位で報告をさせていただきます。

まず、一般会計でございます。

歳入総額が229億3,600万円、歳出総額が226億1,300万円、差引き3億2,300万円で、翌年度へ繰り越す財源が6,200万円を控除しますと、2億6,100万円の剰余が生じる見込みでございます。財政調整積立基金は4億6,500万円の積立てを行ったことにより、令和8年3月末の基金残高は過去最高をですね、更新し、30億6,000万円となりました。

次に、土地取得、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の4つの特別会計並びに下水道事業会計は全て黒字決算となっております。詳細につきましてはですね、9月定例会における決算認定議案の中で御説明をいたします。

報告は以上でございます。

○議長（力山 彰君） ただいまの行政報告に対して、質問のある方。

13番、齋藤議員。

○13番（齋藤 昇君） 13番、齋藤なんですが、今、国へのいわゆる要望事項いうところで、大変僕が気になってるのは南公民館、この事業なんですが、これはいよいよ10月いっぱいをもって講座を終了して、11月からいよいよ建て替えに入るところで、南公民館も町長もこれは大変だろうというんで、もう一人職員さんを入れて、結構補強体制があるんですが、この南公民館に関して国への要望の、もう少し詳細な説明をしていただきたいということで、よろしくお願いします。

○議長（力山 彰君） 町長。

○町長（寺尾光司君） 南公民館の補助ということで、なかなかメニューがないということでいろいろ職員のほうに苦心してですね、補助メニューとして今、国のほうへ要請しているのが、都市構造再編集中支援事業という、これ実際中身は何かというと、府中町立地適正化計画ということで、国土交通省のこの町をコンパクト化するという事業の一環として位置づけをしているということです。南公民館だけじゃないんですけど、府中町全体を役場周辺地区と向洋駅周辺地区ということに分けて、それぞれを都市機能を強化するため、いろんな施策を一つの事業として国に出しております。来年度要望しておるのがですね、高次都市機能ということで、今、言いました南公民館は地域交流センターという、社会教育施設なんですけど、地域の拠点性を高める施設ということで、高次都市機能、地域交流センターということで要望をしております。

そのほかにですね、公園施設のインクルーシブ化とか、コミュニティーバスのルート変更に伴う試験運行とかいうのを合わせて、その南部地区のコンパクトシティー化をやっていこうと。それで北部地区でいえばですね、歴史民俗資料館の跡地についての広場整備とかバスシェルターの設置、デジタルサイネージ、PR動画の制作費とかですね、そういったソフト事業も含めた都市構造再編集中支援事業ということで、今、要請している。ただ、来年度新規要望事項ですから、この時期からですね、ちょっと一生懸命、実際には去年も国のほうに行っているんですけど、町としては財源確保をお願いしたいということで、しっかりほかの事業とセットでですね、国土交通省のほうの補助金ということで要請をしているということでございます。

以上でございます。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

13番、齋藤議員。

○13番（齋藤 昇君） 13番、齋藤です。

今、町長のほうから非常に期待の持てる御答弁をいただいておりますので、南公民館は地域のコミュニティーとして、非常に南部では重要なポジションですので、ぜひですね、素晴らしい建物、継続してできるようにしっかり要望しておきますので、しっかり答えを出していただくよう要望しておきます。よろしくお願いします。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） ないようでございますので、行政報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 続いて、報告第6号、予算の繰越明許の報告について（一般会計）をお願いします。

町長。

○町長（寺尾光司君） 続きまして、報告第6号 令和8年6月26日提出。

予算の繰越明許の報告について（一般会計）。

令和7年度府中町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

府中町長 寺尾光司

補足説明は財務部長が行います。

○議長（力山 彰君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（土井賢二君） おはようございます。財務部長です。

それでは、予算の繰越明許報告書、報告第6号に関し、補足して説明いたします。

本報告は、さきの1月臨時会及び3月定例会において、繰越明許費として議決いただいた事業について、年度が終了し、翌年度繰越額が確定したので、その内容を報告するものです。

2ページ、令和7年度繰越明許費繰越計算書をお願いします。

合計11事業、翌年度繰越額の総額は、11億4,272万8,591円です。

それでは、事業ごとに御説明いたします。

款 総務費、項 総務管理費、町民生活支援クーポン事業は、町民1人当たり8,000円分のクーポン券を配付するもので、翌年度繰越額は4億5,746万

9, 000円です。

事業完了は、本年8月を予定しています。

項 戸籍住民基本台帳費、住民基本台帳等事務事業は、振り仮名を住民基本台帳システムへ取り込むためのシステム改修を行うもので、翌年度繰越額は494万2, 080円です。

事業完了は、本年9月を予定しています。

款 民生費、項 児童福祉費、物価高対応子育て応援手当給付事業は、原則として、児童手当支給対象児童の保護者に対し、児童1人当たり2万円を給付するもので、翌年度繰越額は586万1, 488円です。

事業完了は、本年7月を予定しています。

款 衛生費、項 保健衛生費、協働型環境づくり事業は、第3次環境基本計画策定業務委託料により、当該計画を策定するもので、翌年度繰越額は142万4, 142円です。

事業完了は、本年9月を予定しています。

款 土木費、項 道路橋りょう費、道路新設改良事業は、町道宮の町41号線及び町道八幡26号線の改良工事を行うもので、翌年度繰越額は3, 600万円です。

事業完了は、宮の町41号線が来年1月、八幡26号線が来年3月を予定しています。

次に、橋りょう長寿命化事業は、受田橋の改修に係る設計を行うもので、翌年度繰越額は302万1, 000円です。

事業完了は、本年10月を予定しています。

項 都市計画費、都市計画調査事業は、揚倉山健康運動公園の再整備に係る都市公園PFI導入可能性調査等業務委託を行うもので、翌年度繰越額は3, 657万5, 000円です。

本年5月に完了しています。

次に、向洋駅周辺土地区画整理事業は、物件移転費等補償及び地下埋設物移設等補償を行うもので、翌年度繰越額は7, 141万9, 881円です。

事業完了は、物件移転費等補償が今月末、地下埋設物移設等補償が本年12月末を予定しています。

次に、広島市東部地区連続立体交差事業は、県施行事業に対し町が負担するもので、

翌年度繰越額は２億２，４００万円です。

事業完了は、来年３月を予定しています。

款 消防費、項 消防費、消防自動車等購入事業は、はしご付消防自動車を購入するもので、翌年度繰越額は２億８，０５０万円です。

事業完了は、本年１２月を予定しています。

次に、防災体制強化事業は、避難所で使用する折り畳みベッド、避難用プライベートルテント、ポータブル電源を購入するもので、翌年度繰越額は２，１５１万６，０００円です。

事業完了は、来年３月を予定しています。

各事業ともに、財源内訳は記載のとおりです。

補足説明は以上です。

○議長（力山 彰君） 続いて質問に入ります。

質問のある方。

１５番、田中議員。

○１５番（田中伸武君） すいません、今、土木費の都市計画調査事業で揚倉のＰＦＩ、これコンサルの委託事業で繰り越しとったやつですが、今の報告だと、５月に完了と今、報告がありましたけれども、これはだから報告書というものが５月に出ておるといことですか。それはどうなっとるんですか。

○議長（力山 彰君） スポーツ交流拠点推進課長。

○スポーツ交流拠点推進課長（丸谷大介君） スポーツ交流拠点推進課長です。

５月２９日に竣工検査のほうを完了いたしまして、報告書のほうも受領してございます。

以上です。

○議長（力山 彰君） １５番、田中議員。

○１５番（田中伸武君） コンサルの委託事業ですよね。竣工検査なんですか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

スポーツ交流拠点推進課長。

○スポーツ交流拠点推進課長（丸谷大介君） スポーツ交流拠点推進課長です。

失礼いたしました。完了検査のほうは５月２９日に完了してございます。

以上です。

○議長（力山 彰君） 15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） だからその報告書がまとまって出とんかどうかわかんないけど。

○議長（力山 彰君） 答弁。

スポーツ交流拠点推進課長。

○スポーツ交流拠点推進課長（丸谷大介君） スポーツ交流拠点推進課長です。

報告書のほうはまとめて私どものほうで受領してございます。

以上です。

○議長（力山 彰君） 15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） 分かりました。じゃあ、報告書はまた何か議会のほうに、これじゃあ、次、決算になるのかな。その報告内容の報告というのはいつ出るんですかいね。

○議長（力山 彰君） スポーツ交流拠点推進課長。

○スポーツ交流拠点推進課長（丸谷大介君） スポーツ交流拠点推進課長です。

報告内容といたしましてはですね、特にいついつどこでっていうふうな形で議会の場で御報告するというふうなところについては、現在予定はしてございません。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） ないようでございますので、本件についての報告を終わります。

続いて、報告第7号、府中町土地開発公社の経営状況についてをお願いします。

町長。

○町長（寺尾光司君） 報告第7号 令和8年6月26日提出。

府中町土地開発公社の経営状況について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、府中町土地開発公社の経営状況を次のとおり報告する。

府中町長 寺尾光司

補足説明は総務企画部長が行います。

○議長（力山 彰君） 補足説明。

総務企画部長。

○総務企画部長（谷口充寿君） おはようございます。総務企画部長です。

報告第7号、府中町土地開発公社の経営状況についてに関し、補足して説明いたします。

府中町土地開発公社では、令和8年度予算に関し、令和8年3月24日に、また、令和7年度決算に関し、令和8年5月28日に、それぞれ理事会を開催し、議決を受けております。

それではまず、令和7年度決算から御説明いたします。

3ページをお願いいたします。

令和7年度に行った、事業の概況が記載されています。

1、総括の（1）番、公有地売却事業です。

向洋駅周辺土地区画整理事業に必要な小宅地対策用地等については、2件合計165.21平方メートル、5,182万2,825円の売却を行いました。

次に、（2）は、保有土地賃貸事業です。

公社保有土地の一部について貸付けを行い、600万6,252円の収益がありました。

内訳については、1件1,563平方メートルの貸付けを、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間で広島県西部建設事務所と契約をいたしました。

（3）は当年度末公有地保有状況です。

面積3,257.81平方メートル、金額にして6億8,547万1,769円となっています。

4ページをお願いします。

貸借対照表です。

まず、資産の部です。

1、流動資産の（1）現金及び預金は、1,068万4,172円となっています。

（3）公有用地は、先ほど御説明したとおり、6億8,547万1,769円となっています。

2、固定資産です。

（2）無形固定資産の、ソフトウェア1円は、平成30年度に購入した公社財務システムの減価償却後の残存価格です。

（3）投資その他の資産の長期性預金500万円は、基本財産としての町からの出

資金です。

資産合計は、7億115万5,942円となっています。

次に、負債の部です。

1、流動負債の(1)未払い金1万9,880円は、令和8年3月30日に書面開催した臨時理事会の役員報酬で、決算日までに支払いが完了しなかったため計上されています。なお、当該報酬は令和8年4月に支払い完了となっております。

続いて、(2)預り金2,640円は、役員報酬に係る源泉所得税となります。

2、固定負債の(1)長期借入金は、金融機関からの借入金残高で、5億2,918万9,000円となっています。

負債合計は5億2,921万1,520円となっています。

次に、資本の部です。

1、資本金の(1)基本財産500万円は、町からの出資金で、先ほどの資産の部、
2、固定資産の(3)投資その他の資産における、長期性預金と同額となっております。

2、準備金の(1)前期繰越準備金は、令和6年度から繰り越した金額を計上しており、1億6,145万3,359円となっています。

(2)当期純利益は、当期の損益計算上の利益を計上したもので、549万1,063円となっています。

資本合計は、1億7,194万4,422円となっています。

さらに、負債の部と資本の部を合わせた、負債資本合計は、7億115万5,942円となっており、資産の部合計額と一致しております。

続いて、5ページ、6ページは、財産目録ですが、4ページ、貸借対照表の内訳を記載したものですので、説明は省略いたします。

7ページをお願いします。

キャッシュ・フロー計算書です。

当書類は4ページ、貸借対照表の資産の部、1、流動資産の(1)現金及び預金1,068万4,172円の内訳を示すものとなっております。

1、事業活動によるキャッシュ・フローです。

まず、公有用地取得事業収入ですが、事業の概況にて説明した保有土地の売却収入5,182万2,825円を計上しています。

附帯等事業収入ですが、保有土地の賃貸事業収益で、600万6,252円を計上しています。

公有地取得事業支出は、支払い利息で、マイナス161万8,956円を計上しています。

附帯事業支出は、保有土地賃貸等事業収益の対象土地に賦課された固定資産税と都市計画税で、マイナス28万5,300円を計上しています。

人件費支出は、役員報酬で、マイナス5万3,040円、その他業務支出は、減価償却費以外の経費と、保有土地賃貸事業に係る保証金の返還額の合計を計上しています。

預金に係る利息の受取額2万4,106円を加算した、事業活動によるキャッシュ・フロー計は、5,521万5,434円を計上しています。

3、財務活動によるキャッシュ・フローです。

長期借入れによる収入が、3億1,018万9,000円、長期借入金の返済による支出が、マイナス3億6,201万2,000円、差引きマイナス5,182万3,000円を財務活動によるキャッシュ・フロー計として計上しています。

4、現金及び現金同等物増加額または減少額は、1と3の合計で、339万2,434円を計上しています。

5の現金及び現金同等物期首残高、すなわち前年度決算における期末残高729万1,738円と4との合計が、6の現金及び現金同等物期末残高で、1,068万4,172円を計上しています。

8ページをお願いします。

損益計算書です。

当書類は4ページ、貸借対照表の資本の部、2、準備金の(2)当期純利益549万1,063円の内訳を示すものとなっております。

1、事業収益の(1)公有地取得事業収益は、保有土地の売却収入5,182万2,825円を計上しています。

(2)附帯等事業収益は、保有土地の賃貸事業収入で、600万6,252円を計上しています。

続いて、2、事業原価の(1)公有地取得事業原価は、公有地取得事業収益と同額の5,182万2,825円を計上しています。

(2) 附帯等事業原価は、固定資産税と都市計画税で、28万5,300円を計上しています。

3、販売費及び一般管理費は、役員報酬や会計システムの保守点検料などで、25万3,995円を計上しています。

4、事業外収益は、預金に係る受け取り利息で、2万4,106円を計上しています。

損益の集計は、549万1,063円となり、同額を当期純利益として計上しています。

9ページから14ページは、ただいま御説明した決算に係る附属明細書となっております。参考にしていただければと思います。

それでは、続きまして、令和8年度予算について御説明いたします。

15ページからが、令和8年度の予算書となっております。

16ページをお願いいたします。

第2条、事業計画の1、公有地売却事業では、向洋駅周辺土地地区画整理事業に供する公共施設用地を取得するものとして、面積116.22平方メートル、事業費5,128万4,000円を計上しております。

2、附帯等事業として、保有土地賃貸等事業を計上しています。

17ページをお願いします。

第3条は、収益的収入及び支出です。

公有地取得事業に係る経費や事務的な経費などを計上しています。

18ページをお願いします。

第4条は、資本的収入及び支出です。

長期借入に係る経費などを計上しています。

19ページをお願いします。

第5条は、長期借入金に係る目的や限度額などを記載しています。

20ページをお願いします。

第6条は、資金計画です。

第3条、第4条に計上した金額などを、受入れ・支払い別に計上しています。

受入れ資金が、2億401万円、支払い資金が1億3,887万8,000円、差引き6,513万2,000円となっております。

補足説明は以上です。

○議長（力山 彰君） 続いて、質問に入ります。

質問のある方。

13番、齋藤議員。

○13番（齋藤 昇君） 13番、齋藤なんですが、3ページですね、桃山一丁目5571番の2、雑種地108.1平米ですかね、これは場所は、これ西村内科さんの隣の雑種地であるんですかね。ちょっとその辺りをお願いします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

都市整備課長。

○都市整備課長（高橋 幹君） 都市整備課長です。

この土地に関してはですね、もともとある区画整理前の従前地というところの番地になります。ちょっと場所はですね、この番地がですね、従前地ということで旧番地になりますので、またここの場所についてはですね、個別に場所も示しながら、また説明させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（力山 彰君） 町長。

○町長（寺尾光司君） 今、齋藤議員が御指摘されたのは、青崎桃山線の道路の沿道にある公衛協で花壇造られたところのことかということでしょう。

（発言する者あり）

○町長（寺尾光司君） あの部分はですね、町の財産。町の財産で土地開発公社の財産じゃないんで、今回のものとは違いますんで、場所が違いますんで、あの場所とこの場所いうのは違いますね。

○議長（力山 彰君） 13番、齋藤議員。

○13番（齋藤 昇君） 今、だから町長が言われたのは、公衛協で南小学校区で刈り取ったいわゆる雑草地、あんまりもう狭いもんでね、ちょっとおかしいなと思ったんですが、あそこでは全然ないということで、そういうことですね。だからもう全然あそこの場所とは違いますよと、西村内科の。分かりました。いや、あんまりもう、坪数が約32.8坪、やっぱりこれ広いですから。分かりました。

それからですね、ちょっともう一点、青崎南17.3坪、57.11平米、これが坪単価が197万ぐらいで、これ売却されてるんですが、これは何かこの17.3坪、

何かと特別な理由で、青崎南、これ売買されたんか、ちょっとその辺をちょっと教えていただければ。

○議長（力山 彰君） 政策企画課長。

○政策企画課長（藤永政己君） 政策企画課長です。

ただいまの御質問についてお答えさせていただきます。

青崎南の物件につきましては、もともと建物もあった物件ですので、物件補償費も含めた形での金額になっております。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに。

齋藤議員。

○13番（齋藤 昇君） もう一点ね、ちょっとあれですよ、賃貸で年間600万、月に関しては50万の収入があるんですが、この土地というのは、いわゆるジェイグラディア府中南、あそこの横の土地になるんですかね、ちょっとお願いします。

○議長（力山 彰君） 都市整備課長。

○都市整備課長（高橋 幹君） 都市整備課長です。

ただいまの土地の場所の確認なんだと思われるんですが、場所はですね、御質問のとおりですね、旧JRグラウンド、今現在マンションになっているんですけど、そことカワダ株式会社さんの間の土地空間になります。そこは将来的にはですね、都市計画道路、府中町の都市計画道路ではあるんですが、府中南小学校青崎東線の事業用地となっております。

以上です。

○議長（力山 彰君） 13番、齋藤議員。

○13番（齋藤 昇君） 今言われたね、将来は道路になるというのは、これ僕ですね、これお話を聞いたのが、ある人物から聞いたんですが、もう七、八年前に、もうあそこはなるよという言われとったんですが、ああいう状態で、カワダ鉄工さんがあって、資材置場いうんでね、県のほうに買われてここだけ収入が上がるとるんですが、ここはいつぐらいに、立体交差との兼ね合いがあるんじゃないだろうと思うんですが、いつぐらいにここは道路着手いうんか、予定というのは今立っとるんですか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

都市整備課長。

○都市整備課長（高橋 幹君） 都市整備課長です。

御指摘のとおりですね、その道路の事業用地として今、確保しているわけなんですけれども、都市計画道路南小学校青崎東線のスケジュール的なものなんですけれども、イメージとしてはですね、今、連立事業を行っているわけなんです、その連立事業の中の今、仮線を設けてそこにＪＲを走らせているわけなんですけれども、将来的には高架になりまして、列車がですね、高架で上に上がったときに、今、仮で軌道敷を造っているものですから、その空間が道路になるというイメージです。この道路はですね、広島県の都市計画決定の道路でして、青崎畝線という都市計画道路なんですけれども、その道路に今回の南小学校青崎東線の都市計画道路が接続になるというようなスケジュールですから、連立事業とですね、県の連立事業との進捗を合わせてですね、そこから逆算したような形での工程になってこようかと思います。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） ないようでございますので、本件についての報告を終わります。

以上で、町長報告を終わります。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 日程第５、第２７号議案、令和８年度府中町一般会計補正予算（第２号）を議題に供します。

本案についての理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 第２７号議案 令和８年６月２６日提出。

令和８年度府中町一般会計補正予算（第２号）。

令和８年度府中町の一般会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１億４，２１４万８，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２５３億７，１０３万２，０００円とする。

第２項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の

歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

府中町長 寺尾光司

補足説明は、財務部長が行います。

○議長（力山 彰君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（土井賢二君） 財務部長です。

第 2 7 号議案、令和 8 年度府中町一般会計補正予算（第 2 号）について、補足して説明いたします。

それでは、第 1 条、歳入歳出予算の補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明いたします。

6 ページをお願いします。

歳入です。

款 国庫支出金、項 国庫負担金、目 民生費国庫負担金、生活保護費負担金は、歳出・民生費に補正計上しています、生活保護費給付事業に係る財源措置で、負担率 4 分の 3、5、7 5 4 万 2、0 0 0 円の増額補正です。

項 国庫補助金、目 民生費国庫補助金、障害者総合支援事業費補助金は、歳出・民生費に補正計上しています、障害福祉サービス事業の特定財源で、補助率 2 分の 1、2 4 3 万 2、0 0 0 円の増額補正です。

次に、生活保護費追加給付事務費補助金は、歳出・民生費に補正計上しています、生活保護費給付事業の特定財源で、補助率 1 0 分の 1 0、2、2 1 1 万円の増額補正です。

款 県支出金、項 県補助金、目 商工費県補助金、宿泊税市町交付金は、歳出・商工費に補正計上しています観光事業の特定財源で、9 6 万 2、0 0 0 円の増額補正です。

目 教育費県補助金、小学校費補助金、農林水産物給食等提供事業費補助金は、歳出・教育費に補正計上しています、小学校給食食材調達事業の特定財源で、1 人当たり 1、6 7 0 円、5 8 1 万 1、0 0 0 円の増額補正です。

次に、中学校費補助金、農林水産物給食等提供事業費補助金は、歳出・教育費に補正計上しています、中学校給食食材調達事業の特定財源で、1 人当たり 1、6 7 0 円、2 5 7 万 4、0 0 0 円の増額補正です。

款 繰入金、項 基金繰入金、目 財政調整積立基金繰入金、財政調整積立基金からの繰入金は、本補正予算に必要となる一般財源を繰り入れるもので、5,803万3,000円の増額補正です。

款 諸収入、項 雑入、7ページにまいります、目 雑入、宝くじコミュニティ助成金（自治振興課）は、歳出・総務費に補正計上しています地域コミュニティ活動支援事業の特定財源で、260万円の増額補正です。

次に、宝くじ助成（消防本部）は、歳出・消防費に補正計上しています常備消防活動の活動事業の特定財源で、40万円の増額補正です。

宝くじコミュニティ助成金は、どちらも一般財団法人自治総合センターから、助成率10分の10の採択を受けたものです。

次に、学校給食費は、歳出・教育費に補正計上しています、中学校給食食材調達事業の特定財源で、1,031万6,000円の減額補正です。

中学校の給食に係る保護者負担額について、1食当たり40円を町が負担することとするもので、保護者負担は1食当たり390円から350円に減額となります。

8ページ、歳出です。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費、地域コミュニティ活動支援事業は、コミュニティ活動推進のための備品を整備する沖自治会と浜田四丁目町内会に対し、補助を行うもので、町内会地域活動促進事業補助金260万円の増額補正です。

目 人事管理費、給与関係事業は、特別職等報酬等審議会を開催するもので、特別職等報酬等審議会委員10人の報酬15万9,000円の増額補正です。

9ページです。

款 民生費、項 社会福祉費、目 社会福祉総務費、生活保護費給付事業は、9,883万3,000円の増額補正です。

平成25年に実施された生活扶助基準の引下げをめぐり、裁判が行われていましたが、国の取決めが違法であったことが、昨年6月の最高裁判所判決で示されました。

当該判決を踏まえ、今般、国により対象者に追加給付が行われることとなったため、生活保護給付費として7,672万3,000円、また、事務費として手数料8万6,000円、生活保護費（廃止世帯）追加給付業務委託料2,202万4,000円を、補正計上するものです。

目 老人福祉費、高齢者福祉施設支援事業は、物価高騰対応支援金547万

8, 000円の増額補正です。

食料費高騰の状況が継続していることから、その影響を受けている、高齢者福祉施設事業者を支援するため、入所25施設、通所18施設を対象に、利用者1人当たり、入所月540円、通所月180円を補助するものです。

目 障害福祉費、障害福祉サービス事業は、障害者自立支援システム改修委託料486万4,000円の増額補正です。

障害福祉サービス等の報酬改定が行われたため、必要なシステム改修を行うものです。

障害者福祉施設支援事業は、物価高騰対応支援金119万9,000円の増額補正です。

食料費高騰の状況が継続していることから、その影響を受けている障害者福祉施設事業者を支援するため、入所4施設、通所37施設を対象に、利用者1人当たり入所月540円、通所月180円を補助するものです。

10ページです。

項 児童福祉費、目 保育所費、保育施設等給食費補助事業は、給食費補助金1,769万6,000円の増額補正です。

給食食材費高騰の状況が継続していることから、その影響を受けている保護者の負担を軽減するため、18施設を対象に、園児1人当たり月1,090円を補助するものです。

11ページです。

款 商工費、項 商工費、目 観光費、観光事業は、観光マップ作成委託料61万円の増額補正です。

宿泊税市町交付金の提案分が交付決定されたため、デジタルマップのスポット拡大等、事業内容を拡充するものです。

なお、本事業の補正は財源振替を含みます。

12ページです。

款 土木費、項 都市計画費、目 公園費、揚倉山健康運動公園再整備事業は、今年度実施予定としているクラウドファンディングを効果的に広報するためのPR動画の制作費及び事業の実施に必要な事務費等192万4,000円の増額補正です。

13ページです。

款 消防費、項 消防費、目 常備消防費、常備消防活動事業は、幼年消防クラブの育成及び防火思想の普及啓発のため、鼓笛隊セットを購入するもので、業務用備品40万円の増額補正です。

14ページです。

款 教育費、項 小学校費、目 学校管理費、小学校給食食材調達事業は、賄材料費581万1,000円の増額補正です。

県が実施する「おいしい！広島」農林水産物給食等提供事業の補助金を活用して、県産農林水産物を使った学校給食を提供し、子どもたちの地域への愛着心の醸成を図り、県産農林水産物の消費拡大につなげるため、食材を購入するものです。

15ページです。

項 中学校費、目 学校管理費、中学校給食食材調達事業は、小学校と同様の理由により、賄材料費257万4,000円の増額補正です。

なお、本事業の補正は、財源振替を含みます。

補足説明は以上です。

○議長（力山 彰君） ここで休憩といたします。再開は11時10分からといたします。休憩。

（休憩 午前11時00分）

（再開 午前11時10分）

○議長（力山 彰君） 休憩中の議会を再開します。

休憩前に続いて、第27号議案の質疑から行います。

質疑ございますか。

15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） これでいうと9ページになりますが民生費の生活保護のところ。これは例の最高裁で生活保護の切下げが違法だという、違憲か、いう判決が出て、それに伴って追加給付ということですが、この府中で追加給付を受ける9,800万円分の受ける方の人数とですね、それからおよそ何年分かという、その内訳は教えていただけますか。

○議長（力山 彰君） 答弁をお願いします。

福祉課長。

○福祉保健部次長兼福祉課長（箱田進一君） 田中議員の御質問にお答えします。今回の補正予算で対象となる世帯ですが、現在、生活保護受給保護世帯の対象世帯数が３５７世帯、５４５人を対象としております。また現在、生活保護を受給していない世帯、廃止世帯でございますが、６９４世帯、１，０１８人を今回の補正予算の対象とさせていただいております。

対象の期間につきましては、このたびは平成２５年の８月から平成３０年の９月の間に生活保護を受給したことがある世帯の方が対象となります。そういった先ほどの世帯の方を対象に給付を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（力山 彰君） ８ページの質問でしょうか。

○１５番（田中伸武君） ９ページ。

○議長（力山 彰君） 大変先ほど失礼しましたけども再開のときに、８ページから順次と思って予定してたんですが、ちょっとそれを言いそびれまして、すいませんが、元に戻らせてもらって８ページで、質疑のある方。

田中議員。

○１５番（田中伸武君） 特別職の報酬審議会、いつ頃設置見通しか。

○議長（力山 彰君） 職員課長。

○総務企画部次長兼職員課長（岩崎雅男君） 職員課長です。

審議会のスケジュールですが、本日の予算議決後に、７月中旬までに委員の任命を行い、８月から１０月までで３回程度の審議会を開くという予定にしております。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、９ページの質疑に参りたいと思います。

９ページの質疑ございますか。

田中議員。

○１５番（田中伸武君） さっきの続きですけれども、今回対象となっている世帯が、今、受け取る人のうちの３５７で、今、受けてない人のうちの６９４ということのようですが、これは対象世帯がこれであって、実際に存命と言ったら失礼ですが、それとか、実際に受ける方の数ですか、それとも法的な対象ではあったけども、亡くなっ

たりなんだりいろいろあって、実際に受けられる人の数なんですか。多いなと思ったんですがお願いします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

福祉課長兼職次長。

○福祉保健部次長兼福祉課長（箱田進一君） 福祉課長兼職次長です。田中議員の御質問でございます。

先ほど申し上げた現在、生活保護の受給をされている世帯、これは現在受給中の方でございます。この方がこのたびの追加の給付の期間に対象になっている世帯になっております。現在、生活保護を受給されていない世帯、これ廃止世帯ですが、先ほどの平成25年8月から平成30年の9月の間に、受給をされた方ですが、それ以後、廃止をされた世帯も遡って追加の支給の対象となっておりますので、694世帯の方も対象として事務を進めていくという形になっております。

○議長（力山 彰君） ほかに。

15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） だから合わせて1,000世帯以上ということになるわけですね。これ、特に廃止の世帯の方は、御存命の方がこんだけおると。存命という言い方失礼なんですけど、おるといふことなんですか。

○議長（力山 彰君） 福祉課長兼職次長。

○福祉保健部次長兼福祉課長（箱田進一君） 福祉課長兼職次長です。

この生活保護を受給されてない廃止世帯につきましては、現在おられるだろうという対象にしております。亡くなられた方につきましては、支給の対象外という形で国のほうで示されております。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ある方ございませんかはい。

16番、二見議員。

○16番（二見伸吾君） 16番、二見です。

その下ですけども、老人福祉費と障害者福祉費の物価高騰対応支援金はそれぞれ548万7,000円と119万9,000円というふうになっています。昨年度、2025年度は、高齢者も障害者も入所施設は月1人当たり3,540円だったのが今回、先ほど説明で540円。そして通所施設は昨年度1,180円だったのが

180円というふうになっていて、相当、額に開きがあるんですけども、これは一体どういう理由からでしょうか。

○議長（力山 彰君） 財務部長。

○財務部長（土井賢二君） 財務部長です。

今年度ですね、価格につきましては、昨年度と考え方は変わっておりませんで、あくまで利用者負担は公定価格分までは利用者負担でお願いしたいと。あくまで施設ごとに価格は設定されておりますので、全てが利用者負担に転嫁されてるかどうかというのは、町のほうではちょっと一概に言えない部分はあるんですけども、去年設定した物価高騰に対する基準額と公定価格の差額分をですね、府中町のほうが今回、補助を出すというような価格設定となっております。

説明は以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

二見議員。

○16番（二見伸吾君） 二見です。

ということは、扱いはそれぞれの施設によって違うので一律には言えないけれども、基本的には公定価格が上がった分、その利用者の負担は同程度になるというような考えで、今回、額を決めたという理解でよろしいでしょうか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

財務部長。

○財務部長（土井賢二君） 財務部長です。そのように二見議員の先ほど御質問のあった内容で間違いはございません。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、続いて10ページで質疑ございますか。

二見議員。

○16番（二見伸吾君） 保育所、児童福祉費の保育施設等給食費補助事業ですけども、これも2025年度は9月補正も含めて予算ベースの総額で2,496万8,000円でありました。今回の補正は1,769万6,000円で、昨年度の約7割になっているわけですけども、これもまたそうなった根拠、理由を教えてください。

い。

○議長（力山 彰君） 答弁。

財務部長。

○財務部長（土井賢二君） 財務部長です。

保育所施設の考え方もですね、同様に、昨年度の同等の補助金額と公定価格の差額を補助対象額としております。保育所施設についてもですね、公定価格が見直されており、その上昇分については保護者負担としていることから、昨年度よりも予算規模的には縮小していると。これが3事業、その後の学校もありますけれども、いずれの事業についても昨年度と比較すると、一部利用者または保護者に負担していただくような事業の内容となっておりますが、今年はですね、町が自主財源を確保して独自に判断した結果ですので、この点については御理解いただきたいと賜ります。

説明は以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、続いて、11ページで質疑ございますか。

17番、狩野議員。

○17番（狩野雄二君） 17番、狩野です。

ちょっと確認なんですけど、ここで財源振替含むとあるんですけど、これ国県支出金96万2,000円ですか、これっていうのは歳入のところにある宿泊税の交付金が同額なんですけど、その交付金がこっちに移ったっていう意味でよろしいんですね。

○議長（力山 彰君） 答弁。

財務部長。

○財務部長（土井賢二君） 財務部長です。

財源振替につきましては、当初予算の中にですね、既に観光マップの作成委託料というのがありまして、そこに一般財源が投入されてましたが、その部分も含めて、今回の96万2,000円について、一部その差額部分については一般財源に振り替えると、一般財源から振り替える、県費を宿泊税、市町交付金のほうに振り替えるということで、そういったところで財源振替というような表現をさせていただいております。

説明は以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、続いて、12ページで質疑ございますか。

17番、狩野議員。

○17番（狩野雄二君） 17番、狩野です。

先ほどの動画作成でクラウドファンディングを目的ですね、推進するための動画作成という説明だったと思うんですけど、これは今まである府中町をPRする動画がいろいろあると思うんですけど、それとは別にそういうクラウドファンディング、揚倉山健康運動公園をメインにした、それ用の動画を新たにつくるということなんですか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

スポーツ交流拠点推進課長。

○スポーツ交流拠点推進課長（丸谷大介君） スポーツ交流拠点推進課長です。

既存のPR動画とは別に、揚倉山運動公園、再整備事業に関わるですね、財源確保のための動画作成になってございます。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、続いて13ページで質疑ございますか。

15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） すいません、ちょっと1点よく聞き取れなかったんで、この鼓笛隊セット、誰、どういう子どもたちが使うものか、もう一回。

○議長（力山 彰君） 予防課長。

○予防課長（池本琢己君） 予防課長です。

このコミュニティ助成事業の中の、今回の地域防災組織育成助成事業、幼年消防クラブ育成助成事業というもののの中で購入するものです。これは幼年消防クラブの育成、防火思想の普及啓発に必要となる資機材等の整備に関する事業となっております。今回は桃山幼稚園に対して、鼓笛隊セットとして鉄琴を購入する予定としております。これを購入することによって、園児が音楽活動を通じて、幼年消防クラブ員としての

協調性や規律を身につけるとともに、防火思想の普及啓発に寄与していただくことを期待しております。

以上です。

○議長（力山 彰君） 15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） 幼年消防クラブ、各幼稚園にいろいろあると思うんですけど、例えば順次こういうのをそろえていくんですか、それとも今回モデル、あるいは要望があったからということなんですか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

予防課長。

○予防課長（池本琢己君） 予防課長です。

幼年消防クラブには鼓笛隊セット、おおむね配置はできております。今回は更新という形で鉄琴を購入するものです。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、続いて14ページで質疑ございますか。

16番、二見議員。

○16番（二見伸吾君） 16番二見です。

補助金でずっと続くんですけれども、小学校の給食食材費については、この補正予算見ると、補助はないようです。恐らく文科省が今年度から無償化といっても、月5,200円までで、それ以上は出ないわけなんですけれども、無償化したので負担は軽減されると。だから町としては、今回補助をそれ以上出すことはしないと、そういう考え方でよろしいでしょうか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

財務部長。

○財務部長（土井賢二君） 財務部長です。

二見議員のおっしゃるとおりですね、小学校については今年度から給食費負担軽減交付金が交付されていることから、保護者負担軽減されていると判断し、実施のほうは見送らせていただいております。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、続いて、15ページで質疑ございますか。

16番、二見議員。

○16番（二見伸吾君） この補正予算見ると、給食食材費への補助があるという。先ほどの小学校と同じように、地産地消でおいしい広島の農産物を食べようということの補助金が257万4,000円あるというのは分かるんですけども、小学校は先ほど言われたように、負担は全体として大きく軽減されていると思うので、それ以上うわにあればそれにこしたことはありませんけども、まあ、仕方がないというか、それでいいんじゃないのかなと思うんですけども、中学校への食材費の補助ってというのはあるんじゃないのかと思うんですけど、これちょっと予算のこの見方がよく分からない、説明をお願いします。

○議長（力山 彰君） 財務部長。

○財務部長（土井賢二君） 財務部長です。

中学校につきましては、歳入予算のですね、7ページを御覧いただきたいんですが、7ページの雑入で、学校給食費の減額補正を計上しております。これはですね、一般財源を投入するということになりますので、これによって中学生の保護者の負担の軽減を図っているというふうに御理解いただければと思います。

説明は以上です。

○16番（二見伸吾君） 7ページ。

○財務部長（土井賢二君） 7ページですね。はい。

○16番（二見伸吾君） その中に入っている。

○財務部長（土井賢二君） 7ページの雑入で、学校給食費、3番目にですね、1,031万6,000円という減額補正をしております。これはですね、中学校の保護者の方が学校給食費を払ったらここに歳入で実は上げてるんですね。その部分を減額するということは一般財源を投入するということになりますので、ここで中学生の保護者の皆様の負担軽減を図っているということです。

○議長（力山 彰君） 16番、二見議員。

○16番（二見伸吾君） 分かりましたけど、ですから1,031万6,000円が町から要は補助として支出をされるということで安心しましたけれども、昨年度は食材

費を1食350円から370円に引き上げて、生徒1人当たり60円を基本として充当したと。保護者負担が1食当たり310円ということだったと思いますが、今回の補正でこの点についてはどう変わるのか、あるいは変わらないのか、御説明をお願いします。

○議長（力山 彰君） 財務部長。

○財務部長（土井賢二君） 二見議員御指摘のとおりですね、昨年度の保護者負担については、1人1食当たり310円で行っていました。今年度4月から、実はここの部分が390円に増額していたということです。今回の補正によって、説明にもありました保護者負担が1人1食当たり390円が350円に変更になると。仮にですけど、分かりやすく言いますと、1か月当たり月20食を提供しているとした場合ですね、月20食であれば7,800円、月額負担が、それが350円になりますので7,000円と。月額でいうと800円程度の負担軽減になるということでございます。

説明は以上です。

○議長（力山 彰君） 16番、二見議員。

○16番（二見伸吾君） 二見です。

昨年度ほどにはならなかったけれども、それでも390円になるところが350円と。800円程度の負担軽減というふうになったのはね、当初に比べて非常によかったんじゃないのかなというふうに思います。私は2025年度まで実施をし、拡充してきた物価高騰対策、5つの支援事業の継続、小学校はそのうち国の補助があるので、無償化があるので4つですけれども、その際、町長は2025年度の決算の状況を見ながら、6月議会の補正予算で激変緩和できるような措置、何らかの対応を考えたいというふうに答弁をされました。いい意味で非常に驚きました。その決断を大いに評価すると、3月議会の一般会計予算の討論で述べましたけれども、今回もっともう少しあればいいとも思うんですけれども、不十分さもありながら、誠実にね、この3月の予算委員会で述べられたことを実行されたということはさらに高く評価をしたいというふうに思います。

そして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、非常に長い名前ですけども、2024年度も25年度も3回、年間、1年度3回交付されています。今年度は1回目が既に6月15日に交付決定をされたというふうにありましたけども、今回、町が

どういう事業を検討されているのか知りませんが、推奨メニューには、医療、介護、保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援というのがありますので、今回でも国の交付金、今回は一般会計から支出をされましたけども、国の交付金も使うことができます。２回目、３回目に、政府がどういう推奨メニューを出してくるのか。これ毎度ね、財政当局翻弄されて大変だと思いますけども、この４事業の負担軽減、交付金が出たときにですね、ぜひ２０２５年度と同等になるようにですね、交付金の活用をお願いをしたいと思います。また、クーポン券事業のようなものが推奨メニューにあったとしても、やっぱり今回のように全額をそこに充てるっていうのはね、これまで補助が出てきたところは大変あたふたしてですね、私のところにも相談がありましたけども、高齢者施設、障害者施設、保育園、学校への補助というものがね、多少の変動はやむを得ないとしても、基本的に継続すると、物価高騰は引き続き続いているわけですから、ぜひこの点お願いをして私の質疑終わりにしたいと思います。

○議長（力山 彰君）ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君）なければ、続いて歳入について質疑を行います。

少し戻って、６ページから７ページの歳入について、一括で質疑ございますか。

１７番、狩野議員。

○１７番（狩野雄二君）１７番、狩野です。

先ほどちょっと関係するんですけど、６ページで宿泊税市町交付金というのがあるんですけど、これはどういう割合で決まってくるものなんですかね、一律でなるものなのか、人口割とか、そこにその自治体にある、そういう宿泊のその部屋数で決まるとか、どういう割合で決まってくる交付金なのでしょうか。

○議長（力山 彰君）答弁。

自治振興課長。

○町民生活部次長兼自治振興課長（倉崎誠一郎君）自治振興課長兼職次長です。

ただいま狩野議員からの御質問、宿泊税の市町交付金のことについての問合せ、質問だと思います。まず、その前に宿泊税とは何かっていうところから話をしないと分かりづらいと思うんですが、これは広島県が本年４月から開始した宿泊税というもので、法定外目的税であります。課税客体というのは県内に所在する旅館、ホテル、民

泊施設ということで、税収の使途は、地域資源の魅力向上や、旅行者の受入れ環境の充実など、観光の振興を図る施策に要する費用となっています。税率は1人1泊200円、徴収方法は特別徴収で、課税免除は1泊6,000円未満のホテルとか修学旅行の生徒となります。2026年の税収見込み、県では15億7,600万円を見込んでおります。当町の歳入予算はそもそも50万円という県内最低です。50万は県のほうから交付を受けるという話を聞いてたものだったので、当町では当初予算で50万というふうに計上させていただいておりました。それがこのたび府中町の観光事業ということで提案させていただいたところ、50万円の歳入見込みから146万2,000円という形で、県の交付を受けて、この県の補助金というものが、俗に言う2分の1とか4分の1とかっていう補助率というものはありません。あくまでも観光振興に使うものであれば、一般財源がかからないように、県のほうが交付をしてくれると。ただ、条件がございまして、これまでの既存の事業のものについては、県は対象としませんと。観光事業のものをさらに拡充するような費用について、拡充広げていただいたということで、来年度もどういった観光事業を考えていくかによって、ここの宿泊税、市町交付金というのも金額が、今後またさらに増えるというふうに見込んでおります。

答弁は以上となります。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

17番、狩野議員。

○17番（狩野雄二君） 17番、狩野です。

ちょっと確認なんですけど、じゃけえ、この分っていうのは、そういう、何か人口とかのそういう割合じゃなしに、基本がそういう事業に対して出される交付金ということで、年度年度で変わってくるっていうものなんですよ。そういう事業の内容によって出たり出んかったりっていう、そういうものと理解しました。よろしいでしょうか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

自治振興課長。

○町民生活部次長兼自治振興課長（倉崎誠一郎君） 自治振興課長兼職次長です。

ちょっと説明補足させていただきたいんですが、この県の宿泊税というのが大きく2つありまして、宿泊の人数に応じた宿泊割分というのがございます。ただ、府中町

は昨年のときにホテル・旅館等がないということで、ゼロという扱いだったんですが、県のほうが最低でも50万は宿泊割分というのはあげましょと、県内でいうと、府中町などはじめ10市町が対象となっていました。そのほかに提案分として、こういった観光事業をやっていきたいと。例えば広島市でいうと、広島城にプロジェクションマッピングです、そういうことをして、新たな観光施策をしていきたい、そういった提案をすることで、県のほうが認めていただければ、これが基本上限はないみたいなので、ですから、提案分と宿泊割分という、この2つをもって、今回の交付金となっております。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 日程第6、第28号議案、府中町税条例及び府中町都市計画税条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 第28号議案 令和8年6月26日提出。

府中町税条例及び府中町市計画税条例の一部改正について。

府中町税条例及び府中町都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 寺尾光司

提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の

一部を改正するものでございます。

補足説明は財務部長が行います。

○議長（力山 彰君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（土井賢二君） 財務部長です。

第２８号議案、府中町税条例及び府中町都市計画税条例の一部改正についてに関し、補足して説明いたします。

２０ページ、第２８号議案参考資料により説明いたします。

１、改正の趣旨です。

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものです。

２、改正事項の概要です。

この改正条例は、府中町税条例及び府中町都市計画条例の２つの条例を２条建てで構成しています。

第１条による改正は、府中町税条例の一部改正です。

（１）町民税関係です。

ア、町民税の賦課決定に必要な配偶者及び扶養親族を把握するため、扶養親族等申告書を提出する必要がある公的年金等受給者の範囲を拡大することに伴う改正です。

イ、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、適用期限を撤廃します。

ウ、住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を令和２５年度まで延長します。

エ、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例について、当該土地等が地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域または浸水被害防止区域内にあるときには、特例措置が適用されないものとします。

オ、特定暗号資産を譲渡した場合は、他の所得と区分して１００分の３の税率により所得割を課するものとします。

（２）固定資産税関係です。

ア、固定資産税の免税点（固定資産税を課さない額）について、家屋に係る免税点は、現行２０万円を３０万円に、償却資産に係る免税点は、現行１５０万円を１８０万円に引き上げるものです。

これによる町の影響額を試算したところ、家屋は約 24 万円、償却資産は約 67 万円の調定減となる見込みです。

イ、特別特定建築物（病院、劇場、老人ホーム等の不特定多数または主として高齢者、障害者等が利用する建築物）のうち、国の補助制度を活用してバリアフリー改修工事を行ったものについて、当該建築物の課税額を 3 分の 1 減額する特例を新設するものです。

続いて、第 2 条による改正は、府中町都市計画税条例の一部改正です。

（３）都市計画税について、（２）イと同様に課税額を 3 分の 1 減額する特例を新設するものです。

21 ページです。

3、施行期日等です。

施行期日と経過措置は表に整理していますので、改正事項の項目ごとに説明いたします。

改正事項の（２）イ及び（３）は公布の日に施行し、経過措置として、令和 8 年 4 月 1 日以後に改修工事が行われた特別特定建築物について適用し、平成 30 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に改正前の地方税法に基づき改修工事が行われた施設に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例によるものとします。

（１）アは令和 9 年 1 月 1 日に施行し、経過措置として、施行日以後に支払いを受ける公的年金等について提出する申告書について適用し、施行日前に支払いを受ける公的年金等について提出する申告書については、なお従前の例によるものとします。

（１）イの施行日は令和 9 年 1 月 1 日。

（１）ウの施行日は令和 9 年 1 月 1 日で、経過措置として、令和 8 年 1 月 1 日以後に居住用家屋等を居住の用に供する場合について適用し、令和 7 年 12 月 31 日までに居住用家屋等を居住の用に供した場合については、なお従前の例によるものとします。

（２）アの施行日は令和 9 年 4 月 1 日で、経過措置として、令和 9 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 8 年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるものとします。

（１）エの施行日は令和 10 年 1 月 1 日で、経過措置として、施行日以後に行う土

地等の譲渡について適用します。

(1) オの施行日は金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の1月1日で、経過措置として、施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の町民税について適用します。

補足説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

13番、齋藤議員。

○13番（齋藤 昇君） 13番、齋藤なんですが、20ページのエのところですよ、当該土地等が地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域または浸水被害防止区域にあるときは云々と、こうあるんですが、こういったところがあるところは改装はできるけど新築、建て替えはできないと聞いているんですが、そのこととで、府中町にはこういった家を持っておられるいうか、何件ぐらいこういった建物があるか、数を教えてください。

○議長（力山 彰君） 答弁。

税務課長兼職次長。

○財務部次長兼税務課長（藤田正明君） 税務課長です。

こちらの件につきましては、税金の計算上のものになりますので、災害の件数とかの把握はしておりません。で、こちらについて、令和10年1月1日以後に居住の用に供する際、災害危険区域内に存する家屋はもう適用されないことになるんですけれども、その前提としては、長期優良住宅法第6条1項4号の基準により、災害の危険性が特に高い区域については、長期優良住宅の認定がされないということになるための改正になります。このため、箇所は把握はしておりません。すみません。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思います。御異議ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(力山 彰君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長(力山 彰君) 日程第7、第29号議案、府中町立体育場の設置及び管理条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(寺尾光司君) 第29号議案 令和8年6月26日提出。

府中町立体育場の設置及び管理条例の一部改正について。

府中町立体育場の設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 寺尾光司

提案理由でございますが、府中町立体育場を廃止するため、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は教育部長が行います。

○議長(力山 彰君) 答弁。

教育部長。

○教育部長(中本孝弘君) 教育部長です。

第29号議案、府中町立体育場の設置及び管理条例の一部改正について、補足して説明します。

第29号議案参考資料を御覧ください。

1、改正の趣旨です。

府中町立体育場を廃止するため、条例の一部を改正するものです。

2、改正事項の概要です。

府中町立体育場は、昭和32年に建設され、築69年を経過した施設です。府中町で制定している維持保全計画(建築物)において、鉄筋コンクリート造の建築物の耐用年数として設定している60年を超過しており、老朽化も進行していることから、当該施設を廃止するため、関連する規定を削除するものです。

3、施行期日は公布の日です。

説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（力山 彰君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） これ跡地計画について、何かアイデアなり見通しなり、今、ありますか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

社会教育課長兼職次長。

○教育次長兼社会教育課長（砂崎勇介君） 社会教育課長兼職次長です。

ただいまの田中議員の御質問にお答えいたします。

跡地計画といいますか、今年度の予算ではですね、アスファルト舗装まで認めていただいておりますので、当面はくすのきプラザの駐車場として利用していく予定としております。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

14番、宮本議員。

○14番（宮本 彰君） 14番、宮本です。

跡地の駐車場については、今、有料化するというふうに聞いておるんですけども、まだ決まってないと思うんですけども、有料化を考えていくとしたらいつぐらいの予定なのか、それを教えていただきたい。

○議長（力山 彰君） 答弁。

社会教育課長兼職次長。

○教育次長兼社会教育課長（砂崎勇介君） 社会教育課長兼職次長です。

今、宮本議員の御質問、くすのきプラザの駐車場の有料化については、現時点ではまだ検討段階というところでございます。解体後、駐車場のアスファルト整備が行った後にですね、有料化も視野に入れて現在検討しておる最中ですので、早くて年度内の最後、実施するとすれば、来年度が今、予定として検討しているところです。

以上です。

○議長（力山 彰君） 13番、齋藤議員。

○13番（齋藤 昇君） 13番、齋藤なんですが、一応これを結局壊されるということ

なんですよ。この辺の工事期間というか、それやったりを教えてくださいたいのと、その間に工事をやられるんで、かなり駐車場が多分狭くなるんじゃないかと思うんですが、駐車場の配置というか、台数がこのぐらい減るよとか、その辺りを少し詳しくお願いします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

社会教育課長兼職次長。

○教育次長兼社会教育課長（砂崎勇介君） 社会教育課長兼職次長です。

ただいまの齋藤議員の御質問、まず工事期間はですね、長くても来年の1月ぐらいまではかかるかなという認識で、できる限り早めに行えるように頑張っていきたいと思っております。

それから工事に伴いまして、作業ヤード等がございます。その関係でですね、16台程度ぐらいは減るんじゃないかと今、見込んでおるところでございます。その間に関しましてはですね、現在、くすのきプラザの多目的広場、今、子どもたちが昼間遊ぶところなんですけど、こちらの部分がですね、当面、駐車場としてずっと利用するという形になりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（力山 彰君） 13番、齋藤議員。

○13番（齋藤 昇君） 齋藤なんですが、これ、いつから工事入るか、もう日程決まってるんですかね。決まっていれば、日程のほう、ちょっと入る日をよろしく願います。

○議長（力山 彰君） 答弁。

社会教育課長兼職次長。

○教育次長兼社会教育課長（砂崎勇介君） 社会教育課長兼職次長です。

ただいまの齋藤議員の御質問ですが、既に契約は済んでおりまして、工期は6月6日から始まっているところなんですけど、現在、様々な準備をしておりますので、7月の上・中旬ぐらいからは施工する予定にしております。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

田中議員、今、さっき手を挙げられたんですが。

15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） いやいや、今の、その後の質疑で結構です。

○議長（力山 彰君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

ここで昼休憩に入ります。午後1時から再開をいたします。

なお、開会前に申し上げたとおり、議員共済会総会を開催いたしますので、第2委員会室に移動をお願いします。議員共済会総会は、第2委員会室で開催いたします。よろしくをお願いします。休憩。

（休憩 午前11時55分）

（再開 午後 1時00分）

○議長（力山 彰君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 日程第8、第30号議案、工事請負契約の締結についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 第30号議案 令和8年6月26日提出。

工事請負契約の締結について。

次の工事の契約を締結することについて、議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

府中町長 寺尾光司

提案理由でございます。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により条例で定める契約を締結するため
ございます。

補足説明は教育部長が行います。

○議長（力山 彰君） 補足説明。

教育部長。

○教育部長（中本孝弘君） 教育部長です。

第30号議案、工事請負契約の締結について、補足して説明いたします。

第30号議案参考資料を御覧ください。

工事名は、府中緑ヶ丘中学校エレベーター設置工事。

工事場所は、府中町緑ヶ丘3番18号（府中緑ヶ丘中学校）です。

契約金額は、1億1,121万円です。

契約の相手方は、安芸郡海田町蟹原一丁目3番15号、正田建設株式会社です。

仮契約日は、令和8年5月1日。

工期は、議会の議決のあった日の翌日から令和9年3月31日までとしております。

工事の概要につきましては、参考資料5ページの工事概要説明書を御覧ください。

本工事は、府中緑ヶ丘中学校において、令和9年度から、肢体不自由の生徒が入学
する予定であり、エレベーターの設置工事を行うものです。

エレベーター本体は13人乗り、各階の4停止で、エレベーター棟（鉄骨造4階建
て）を、特別教室棟の北面に増築するものです。

入札結果につきましては、資料4ページの入札結果表を御覧ください。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（力山 彰君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

6番、梶川議員。

○6番（梶川三樹夫君） 入札の状況を見ると、辞退がすごく多いんですけども、何か
特別な理由があれば教えてください。

○議長（力山 彰君） 答弁。

財政課長。

○財政課長（升井祐佳君） 財政課長です。ただいまの御質問にお答えします。

辞退の理由ですけれども、技術者等の確保が困難であるということが辞退理由にな

っております。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり可決決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 日程第 9、第 31 号議案、財産の取得についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 第 31 号議案 令和 8 年 6 月 26 日提出。

財産の取得について。

議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求める。

府中町長 寺尾光司

提案理由でございます。地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により条例で定める財産の取得をするためでございます。

補足説明は危機管理監が行います。

○議長（力山 彰君） 補足説明。

危機管理監。

○危機管理監（新宅和彦君） 危機管理監です。

第 31 号議案、財産の取得について補足して説明します。

令和6年1月に発生した能登半島地震の検証を踏まえ、避難所の生活環境を抜本的に改善する取組として、令和7年11月28日に地域未来交付金の補正予算が閣議決定されました。

当町においても、内閣府防災担当の避難所生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針に沿い、避難者の良好な生活環境を確保するために、災害発生当初から開設する5か所の避難所に、折り畳みベッド各100台、計500台購入し、備蓄する防災体制強化事業として、令和8年3月定例会にて補正予算の議決をいただいたところです。

第31号議案参考資料を御覧ください。

財産取得契約の概要です。

1、契約の概要です。

財産の表示、折り畳みベッドです。

契約方法は、指名競争入札です。

購入金額は、消費税及び地方消費税を含み、1,061万5,000円です。

仮契約日は、令和8年5月15日。

納入期限は、令和9年3月31日です。

契約の相手方は、広島県広島市西区商工センター三丁目4番25号、広島県薬業株式会社です。

2、取得財産の明細は、(1)避難所で使用する折り畳みベッド500台です。

(2)主な要件としては、寸法は幅80センチメートル、長さ198センチメートル、高さ40センチメートル、耐荷重は180キログラムです。部品は一体となっており、簡単に展開できるものとしており、附属品として収納バッグ、抗菌防臭機能生地洗濯ができるウォームカバーと枕兼小物入れとしています。

充当財源は、補助率2分の1の地域未来交付金を見込んでいます。

入札結果表につきましては、次のページに記載しておりますので、御参照ください。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

16番、二見議員。

○16番（二見伸吾君） 二見です。

とってもいいね、措置というか、だと思うんです。それで、32号のテントも含めてですけれども、災害に備えてベッドや、そして1人用のテントを用意して、個人のスペースを守るということは大変重要なことだと思うんです。しかしながら、府中町には5万2,000人の人が住んでいて、局地的なね、町内の局地的な、要するに被害者が500人以内であれば、当然対応できるわけですが、南海トラフのような、広島市や周辺市町も含めて被害があって、要するによそに行って、よ所に避難するっていうことができないときには、町民のあらかじめ避難できるような、あるいはベッドが必要になるんじゃないのかなと思うんです。しかしながら、とてもじゃないですけど、5万2,000人が避難できるような場所も町内にはありませんし、なかなかそのところは、仮にベッドが5万2,000人分用意できたとしても、その5万2,000人分のベッドを入れるところは、町内には避難所としてはないわけですね。しかしながら、やっぱりそうはいっても500ではまだまだ少ないと思うので、その点について、町としてはもう500でいいとは思ってないと思うんですけども、大体どのくらいの避難としてのベッド等を確保をしたらいいと思ってるのか、あるいは確保したいと思っているのか、その点についての答弁をお願いします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

危機管理課長。

○危機管理課長（三宅敬典君） 危機管理課長です。二見議員からの御質問について答弁いたします。

現在、購入させていただきますのは500台でございますが、これはまずはというところで、500台のうち100台ずつを、先日、昨日もですね、開設いたしました、最初に開設いたします5か所の避難所に収納して備蓄していくというような感じで購入させていただきます。

御質問にありました、何台用意するのかというところではございますが、広島県の被害想定が昨年の10月に見直されまして、避難想定人数とその避難想定人数の中に含まれる要配慮者の人数も示されております。町といたしましては、その避難所の避難者数の内数の中に含まれております要配慮者の人数、約2,500人となっておりますが、こちらの台数を今後10年かけて、計画的に購入、備蓄していくというような形で、備蓄計画をつくっておりますので、それに基づいて購入していくというような計画としております。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

13番、齋藤議員。

○13番（齋藤 昇君） 13番、齋藤なんですが、今、最終的には2,500台、これ用意されるということなんですよね。取りあえずこれ500台と。これ僕は金額を見た場合に、これ自治体単価が2万1,230円という形で、これはもう簡単に折り畳みができるのはできるんですが、僕も実はあれですよ、介護用ベッドをもう買っていて、それで常時備え付けてるんですが、僕のような小柄な男性でも、ベッドのサイズが97センチ、外枠を入れると1メートル10と。これは避難所に使うんですから寸法の幅80センチ、長さは1メートル98、これはオーケー、高さも40センチ、子どもから大人までいろんなような方が使われると。特に僕はちょっとあれですよ、身体障害者とかそういった方の場合に、こういったベッドの場合だったら、なかなか難しいんじゃないかと。これだけの金額を出せば、電動ベッドの簡単な分も僕は買えるんじゃないかと。これ一応500台を取りあえずこれはどこに一応、確保されて、さっき答弁にありましたけど、避難所を開設したところへ持っていくと、じゃあ、この500台は一応どこに取りあえず置かれるか、その辺りちょっとお願いいたします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

危機管理課長。

○危機管理課長（三宅敬典君） 危機管理課長です。齋藤議員からの御質問について答弁いたします。

今回購入いたします500台、先ほども答弁しましたが、まず最初に開設する5か所100台ずつテントも同様に用意するということですが、現在、今回の購入する資機材につきましては、分散備蓄倉庫を各避難所に設けておりますが、まずはそちらへ収納していくと。ただし、府中公民館につきましてはスペースがございませんので、隣にあります防災備蓄倉庫へ収納備蓄するというような計画とさせていただいておりますが、議員おっしゃられるとおり、数が増えますと、スペースもかなり必要となってきますので、今後、新たな備蓄倉庫であるとか、備蓄スペースの確保というのが課題となっているというところは実情でございます。

以上です。

○議長（力山 彰君） 13番、齋藤議員。

○13番（齋藤 昇君） 今、質問した中に障害者ですね、障害者の方に対しては、このベッドだったら、これずっと寝たきり。先ほどから申し上げましたように電動ベッドタイプでも、今、あれですよ、随分価格がかなりベッドに関しては、上から下までの上限が僕は30万以上、ベッド寝とるんですが、立ち上がりがないと、障害者がずっとそういう状態で寝るというのは、これは酷な話であって、いろんな問題、精神的にも肉体的にも大きな問題があると。だからこの500台の中に、障害者用のベッドいうか、それもある程度しっかり頑張って調べていただければ、このぐらいの価格だったら僕は買えると思うんですよ。だから、その辺りを踏まえて、全部フラットの、これは大人、子どもから大人までね、1人1台ずつのスペースしかないですよ、やっぱりサイズがもう80センチいうとね、まず1人とか家族で寝るいうことはまず無理ですから。だから、障害者いうか、そういった方のベッドの施策いうか、そういったあれはどういう具合にお考えなんですか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

危機管理課長。

○危機管理課長（三宅敬典君） 危機管理課長です。齋藤議員からの御質問に答弁いたします。

今回のですね、ベッドの仕様の決定につきましては、イオンモールで毎年行っております防災イベントであります防災王国、そちらのほうに数種類のベッドを用意しまして、展示して体験していただきまして、どのタイプが一番使いやすいかというようなところのアンケートを取りました。その中で、今回の製品につきましては、ベッドの脚の部分ですね、そこへサスペンションがついておりまして、座ったり立ったりするときに、片持ちのような形で跳ね上がらないとか、そういったので使いやすいとか。高さにつきましても、座ったり立ったりする高さに関しては問題なかったというような意見をいただきまして、それらを踏まえて決定させていただいております。

ただしですね、齋藤議員おっしゃられたとおり、もっとですね、重度な方とか、そういった方への対策といたしましては、また今後ですね、調査研究させていただきながら、備蓄計画の改定も踏まえてですね、行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（力山 彰君） 13番、齋藤議員。

○13番（齋藤 昇君） この商品を見た場、非常にコンパクトタイプで折り畳みがで

きると。おまけに枕と小物入れも入ると。なかなかその意味では非常に便利がいいところもあるんですが、これはあくまでも毛布とか、四季によってね、春夏秋冬によって違うんですが、これは当然毛布とか布団とかそういったものをかけて使うと、こういった具合に解釈してよろしいんでしょうか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

危機管理課長。

○危機管理課長（三宅敬典君） 危機管理課長です。齋藤議員からの御質問について答弁いたします。

現在、町が備蓄しております段ボールベッド、こちらにつきましても使用する際には毛布、かけ布団といったようなものも使いながら過ごしていただくというような形になっておりまして、今回の購入するベッドにつきましても、同様に使用する際には、ベッドだけではなく、毛布とかかけシーツ、かけ布団ですね。そういったのも使っただきながら、利用していただくというようにところを想定しておりますので、ベッドだけでなく毛布のほうの備蓄についてもですね、今後進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（力山 彰君） 13番、齋藤議員。

○13番（齋藤 昇君） 今日実はね、朝、僕も普通だったら10分少々で着くところが、何かどういうわけか、車が大渋滞いうんで、柳ヶ丘のほう回っても、何と45分、50分ぐらいかかったんですよ。この状況下の中で、もし災害が起きた時に、車がやっぱり結構動く思うんです。そしたら、この商品を各避難所へ持っていくというのは結構なかなか難しいようなところもあるんで、こういったところを踏まえて、いろいろ調査研究をしていただきたいということを要望して終わります。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(力山 彰君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長(力山 彰君) 日程第10、第32号議案、財産の取得についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(寺尾光司君) 第32号議案 令和8年6月26日提出。

財産の取得について。

議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求める。

府中町長 寺尾光司

提案理由でございます。地方自治法第96条第1項第8号の規定により条例で定める財産の取得をするため。

補足説明は引き続き危機管理監が行います。

○議長(力山 彰君) 補足説明。

危機管理監。

○危機管理監(新宅和彦君) 危機管理監です。

第32号議案、財産の取得について補足して説明します。

令和6年1月に発生した能登半島地震の検証を踏まえ、避難所の生活環境を抜本的に改善する取組として、令和7年11月28日に地域未来交付金の補正予算が閣議決定されました。

当町においても、内閣府防災担当の避難所生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針に沿い、避難者の良好な生活環境を確保するため、災害発生当初から開設する5か所の避難所に、避難用プライベートテントを各100台、計500台購入し、備蓄する防災体制強化事業として、令和8年3月定例会にて補正予算の議決をいただいたところです。

第32号議案参考資料を御覧ください。

財産の取得契約の概要です。

1、契約の概要です。

財産の表示、避難用プライベートテントです。

契約の方法は、指名競争入札です。

購入金額は、消費税及び地方消費税を含み、607万7,500円です。

仮契約日は、令和8年5月13日。

納入期限は、令和9年3月31日です。

契約の相手方は、広島県広島市安芸区矢野西五丁目3番16号、株式会社大迫本社です。

2、取得財産の明細は、1、避難所で使用する避難用プライベートテント500台です。

2、主な要件としては、寸法は横幅210センチメートル、奥行き210センチメートル、高さ150センチメートル、ポップアップ式で展開できるもので、天井が開閉できるものとしています。

充当財源は、補助率2分の1の地域未来交付金を見込んでいます。

入札結果表につきましては、次のページに記載しておりますので、御参照ください。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑はございますか。

6番、梶川議員。

○6番（梶川三樹夫君） プライベートテントですけども、これ何人用とかいうのがあるんですか、何人まで、想定としては、何人、この中に入るとかいうのがありますか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

危機管理課長。

○危機管理課長（三宅敬典君） 危機管理課長です。梶川議員からの御質問について答弁いたします。

今回、購入しますテント、縦横で約4平米ほど確保できますが、こちらはスフィア基準をクリアするという、スフィア基準3.5平米以上の床面積スペースを確保するのをですね、クリアするものとして購入を考えております。スフィア基準は1人に対しての平米数なんですけど、例えば親子と子どもさん3人で来られたとき、1人に

1 台ということになりますと、かなりの台数が必要となってきますが、例えば、お父さんは 1 人で、ベッドと空いたスペースに 3 人分の荷物を置いたりとか、もう 1 個のテントでお母さんとお子さんがベッドを 2 つ並べて過ごされるということで、3 人であればテント 2 台とかそういった形ですね、人数に合わせて臨機応変な使い方をしていくことになろうかと思います。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

橋井議員。

○2 番（橋井 肇君） すいません、このテントなんですけども、屋外用ですか、屋内用ですか。それと、今までにどこかで使われた実績というのはあるんですかね、こういう、テントいうと、こういうものしかないんでしょうか、その辺をお願いします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

危機管理課長。

○危機管理課長（三宅敬典君） 危機管理課長です。橋井議員からの御質問について答弁いたします。

今回、購入いたしますテントにつきましては、体育館、学校の体育館、避難所となりますが、そちらでの使用を考えておりますので、屋内用で考えております。それから、以前、北小学校でですね、体育館を使って避難所訓練をしたときに、これと同じ移動型のテントを使いましたが、町のほうも若干数は備蓄、現在もしております。その訓練時にアンケートを取りましたら、少人数、1 人で開いてですね、展開して設置できるというような形で、これまでのですね、段ボールを使ったような間仕切りとか、そういった大人数でちょっと人数をかけたような形で時間をかけて設置していくようなものよりも、簡単で素早く設置できるというような意見もございましたので、そういったところも含めてですね、今回の仕様に決定するに当たって考慮したところです。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

1 4 番、宮本議員。

○1 4 番（宮本 彰君） 1 4 番、宮本です。

大体、趣旨は分かるんですけども、避難所に各 1 0 0 台ずつ、さっきのテントと一緒にの台数ということで、多分この中にテントを入れられるんだらうと、先ほどの説明

ではそういうふうに思ったんですけども、そうすると、避難所に入られる数が、もうこれは多分本当これです、いっぱいいっぱいじゃないかと今、思っておるんですけども、それ以外の今、5か所というふうに避難所が入れるというふうになってますけども、5か所以外にも避難所の計画として、あと何か所ぐらいあるのかを計画しないとですね、多分これでいっぱいいっぱいになってしまうだろうと思うんで、その辺をちょっと教えていただきたい。

○議長（力山 彰君） 危機管理課長。

○危機管理課長（三宅敬典君） 危機管理課長です。宮本議員からの御質問について答弁いたします。

先ほど、まずは5か所と申しましたが、府中町内には指定させていただいております避難場所・避難所が、小中学校、それから府中公民館、合わせて8か所ございます。指定避難所になっておりますこの8か所に、最終的には必要な数のベッドと、こちらのパーティションを備蓄していくというような計画を考えております。またですね、府中南公民館が建て替わった後には、そちらも指定の避難場所・避難所として位置づけ、そちらにも同様に備蓄していくというところを考えております。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問のある方。

15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） この入札の結果ですけれども、辞退の理由を教えてください。

○議長（力山 彰君） 財政課長。

○財政課長（升井祐佳君） 財政課長です。ただいまの田中議員の御質問にお答えします。

辞退の理由として最も多いものとしましては、仕様を満たす物品調達等ができないということが主な理由になっています。

以上です。

○議長（力山 彰君） 15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） それ僕、何か分かりにくいなと思ったんだけど、これは物品調達できないような、物が今、ないということなんですか。それとも、独占企業で代理店契約してるところが少ないから入手しにくいとかいうことなんですか。その調達しにくい理由というのは、近年のプラスチック製品不足によるものなのか、あるいは仕組み

とか独占、独占というたらおかしいな、そういう商業上の理由によるものか教えてください。

○議長（力山 彰君） 危機管理課長。

○危機管理課長（三宅敬典君） 危機管理課長です。田中議員からの御質問について答弁いたします。

私ども危機管理課のほうにはですね、様々な業者さんが製品のアピール等に来られますが、中にはですね、こういったテントとかいう大型な資機材を得意とする業者さんもおられれば、備蓄米とか、そういった食料系を得意とされる業者さんとか、様々な方もおられますので、そういったところで得手不得手ではないですが、そういうところでの物品調達ができないというような理由ではないかと考えております。

以上です。

○議長（力山 彰君） 15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） そうすると原材料の石油関連、最近の物不足とは直接は関係なくて、流通なり業界の、何ていうんですかな、慣習なり、そういうところによるものだという説明ですけれども、これ一応指名競争なんですよ、だからそこら辺は何ていうんですか、指名するときに一定に選べるんじゃないかという気もするんですが、それは難しいということですか。

○議長（力山 彰君） 財政課長。

○財政課長（升井祐佳君） 財政課長です。ただいまの田中議員の御質問にお答えします。

今回、指名をさせていただいたその選定理由としましては、府中町に入札参加資格のある業者さんの中から、町に防災関連商品を納入した実績のある事業者さんであるとか、登録に防災用品を取り扱っている旨、記載がある業者さんから指名をしております。

以上です。

○議長（力山 彰君） 15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） ちょっとその辺、形式的にはそういうことで指名業者決めるんだと思うんですが、その業界の実態なりですね、そういう今の製品調達のその業界の慣習なり、その辺はちょっと分かりにくいですね、その辺ある程度研究して指名されてもいいんじゃないかという気がします。この前の入札、ベッドのほうの入

札は、たしかその辞退の理由が違うんじゃないかと思うんですけども、指名しておる業者はかなりダブってますよね。9社のうち5社は同じ、ベッドとテントは同じ業者指名しとると。これも単純な素人考えですけども、セットで一応それじゃったら、セットで発注してですね、そしたら、いや、これセットできちっとお安くしますぜとかですね、代理店によってはこれはちょっとうちの不得手かもしれない、こっちが、じゃけん、合わせてきちっと研究、お勉強させていただきますとかですね、いうこともあるんじゃないかと思うんですが、再度その辺の今回の発注、なぜこのそれぞれの物品で発注したのか、あるいはその業界の実態を踏まえた競争入札、どの程度できたのか教えてください。

○議長（力山 彰君） 答弁。

危機管理課長。

○危機管理課長（三宅敬典君） 危機管理課長です。ただいまの田中議員の御質問について答弁します。

今回のですね、物品発注につきましては、先ほども少し触れましたが、ベッドにつきましては、ある程度特殊な構造になっているというところもありますので、そういったところを踏まえて、単独発注させていただいております。パーティションのほうにつきましては、そういったものの結果、別発注みたいな形にはなっておりますが、先ほどの田中議員からもございましたが、独占的な取引とか、そういったことはないと思うんですが、今後、発注業者選定する際にはそういったところもですね、チェックではございませんけど、調査して発注のほうかけていきたいと思います。

また、一括発注のほうができるものにつきましては、当然そういったところも考えながら発注のほうを進めていきたいと思います。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかにございますか。

18番、金澤議員。

○18番（金澤映里子君） 18番、金澤です。

すいません、このテントとあとベッドも含めて設置をするタイミングがいつなのか教えてもらいたいんですけど。避難所を開設して、開設したと同時に幾つか設置をするのか、それとも何人か来たら設置をするのか、そのタイミングをお願いします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

危機管理課長。

○危機管理課長（三宅敬典君） 危機管理課長です。

金澤議員からの御質問に答弁いたします。

購入いたしますベッド、パーティションの設置するタイミングですが、まずは大きな災害が発生したときには、皆さん難を逃れていただくというところで、避難場所へ避難していただくと。そういったときには、まだ発生直後なので、恐らく大勢の人数が来られて、そういったスペースの確保とかいうのも難しいかと思います。私も今、考えておりますのは、その後ですね、例えば御自宅が無事で、避難場所から帰られるとかいう方もおられると思います。で、そのときに御自宅が被害に遭われて帰れないという方が長期的に避難の生活をされる場所として避難所というような位置づけで考えておりますので、そういったところでですね、設置をしていくというのがまずはと、原則的なとは言いませんが、まずそういう考えを持っておりますが、最近ではですね、避難所をですね、今回もそうですが、開設した当初からこういったパーティションとかベッドをどんどん活用しなさいというようなこともですね、国のほうからの指導等もございますので、どんどんですね、物がある限り出していききたいと、すぐに出して使っていただいて、安心して避難していただきたいというようなことを考えております。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思います。異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 日程第１１、第３３号議案、財産の取得についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 第３３号議案 令和８年６月２６日提出。

財産の取得について。

議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求める。

府中町長 寺尾光司

提案理由でございます。地方自治法第９６条第１項第８号の規定により条例で定める財産の取得をするためでございます。

補足説明は消防長が行います。

○議長（力山 彰君） 補足説明。

消防長。

○消防長（橋本臣彦君） 消防長です。

第３３号議案、財産の取得について補足して説明をいたします。

３ページの第３３号議案参考資料を御覧ください。

１、契約の概要です。

財産の表示は、令和８年度災害対応特殊救急自動車（高規格救急自動車）です。

契約の方法は一般競争入札で、購入金額は、消費税及び地方消費税を含み、

２，６５９万２，２９５円、本年５月２９日に仮契約を締結しております。

納入期限につきましては、令和９年３月３１日としております。

契約の相手方は、広島市西区三篠町三丁目１４番１７号、広島日産自動車株式会社です。

２、取得財産の明細です。

この車両は、乗車定員７人のオートマチック車になります。

駆動方式は四輪駆動で、国が示す災害対応特殊救急自動車の基準を満たす仕様となっております。

このたびの車両の購入におきましては、主な特徴としまして、当本部で初めて電動ストレッチャーを導入いたします。

電動ストレッチャーは、これまで隊員が人力で行っていた救急自動車へのストレッチャーの乗降や、高さ調整などを電動で行うことができ、安全性や操作性の向上、隊員の身体的負担軽減に寄与するものです。

そのほかの資器材につきましては、傷病者へ酸素投与するための酸素吸入器具装置などを搭載しております。

消防本部では予備車を含め、4台の救急車を所有しておりますが、この車両を購入することにより、導入から25年が経過する予備車1台を廃棄することとしております。

また、緊急消防援助隊の車両として登録する予定としていることから、府中町内のみならず、管轄外の被災地にも出動し、活躍を期待するところでございます。

なお、事業に当たっての主な財源ですが、充当率100%、交付税措置70%の緊急防災・減災事業債を見込んでおります。

入札結果につきましては、5ページに記載しておりますので御参照ください。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑はございますか。

7番、木田議員。

○7番（木田圭司君） 7番、木田です。

今回のこの車両は、法定点検とかはどのような間隔になるのか教えてほしいんですけど。

それと、そういう場合は我々普通に車買えば、買ったところから点検のお知らせとか車検のお知らせとかって大体来ると思うんですけど、そういうようなことがあるのかどうか教えてください。

○議長（力山 彰君） 答弁。

警防課長。

○警防課長（岩井 勝君） 警防課長です。ただいまの御質問についてお答えさせていただきます。

車両の定期点検整備に関しましては、法令に基づき、6か月後と1年後と、そして継続検査、車検のことになりますが、法令に基づいて点検するようになります。また、整備業者のほうからは案内があるところがありますが、この案内を当てにするのでは

なく、私たちのほうで十分な点検の実施状況を確認してまいりながら適切な維持管理に努めていきたいと思っております。

以上になります。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

14番、宮本議員。

○14番（宮本 彰君） 14番、宮本です。

ちょっとよく分からないんで教えていただきたいんですけども、救急車の場合は全てこの災害対応特殊救急自動車っていう名前と呼ばれておるのでしょうか。それとも今回購入するこの救急車が災害に特別特化した救急車であるんで、わざわざこの災害って書いてあるのか。もしそうであれば、どの部分が災害部分としての装備としてなるのか、それを教えていただきたい。

○議長（力山 彰君） 答弁。

警防課長。

○警防課長（岩井 勝君） 警防課長です。ただいまの御質問についてお答えします。

特殊災害対応救急自動車という名称ですが、車両そのものは現在運用している高規格救急自動車とほぼ同様の車両になります。この名称は緊急消防援助隊として活動する救急車両の区分を表すものであって、これまでもこの名称により購入させていただいておるところです。平時は通常の救急対応をしますが、大規模な災害が発生したときには、広域応援という形で出動していきます。また、緊急消防隊として活動するため、四輪駆動などの一定の要件を満たした車両とはなっておりますけど、特殊な災害専用車両を導入するものではありません。

以上になります。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

17番、狩野議員。

○17番（狩野雄二君） 17番、狩野です。

入札結果を見たら、2つの会社で150万ぐらい差があるんですけど、これは単純に車両本体の価格だけで150万も変わらないと思うんで、艤装いうんですかね、いろいろな装備のほうで差が出るとは思うんですけど、一番重要な人の命に関わる、いろいろ酸素吸入器具とかもあると思うんですけど、その辺っていうのは同じものが、例えばトヨタのほう選んでも、日産のほう選んでも同じものがつく前提なんですかね。

やっぱりメーカーによって違うものがつくとか。そういう形になるんですかね。その辺についてちょっと教えてください。

○議長（力山 彰君） 答弁。

警防課長。

○警防課長（岩井 勝君） 警防課長です。ただいまの質問についてお答えします。

車両を購入するに当たって、仕様書を作成しております。その中でその仕様書に基づいて応札をされた金額だと思っております。また購入に関してはこの仕様書にのった、即した中で納品をしてもらうということから、会社が違うからというところではありません。

以上になります。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

狩野議員。

○17番（狩野雄二君） 17番、狩野です。ありがとうございます。

多分、今、消防のほうでは多分トヨタとか日産とか両方持たれてるかもしれないですけど、逆に値段だけでは、当然入札なんで、値段だけなのかもしれないですけど、使い勝手とか、特に僕はこだわってるのは、ちょっと救急車ということで、人の命に関わる使いやすさとかもあると思うんですよ、隊員の方とかの意見とか。そういうのは加味せずに、単純にもう入札で最低のそういう仕様を満足しとるということで決まっていくなんですかね。使い勝手とか、そういうことを実際に確認して、その辺を加味するとかいうことはないんですかね、こういう。

○議長（力山 彰君） 答弁。

警防課長。

○警防課長（岩井 勝君） 警防課長です。ただいまの御質問についてお答えします。

原則は仕様書どおりにはなりますが、やはり救急隊員の使い勝手というところもありますので、細かいところについては受注事業者と協議をしながら、製作となっています。

以上になります。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

14番、宮本議員。

○14番（宮本 彰君） 宮本です。



提案理由でございます。地方自治法第96条第1項第8号の規定により条例で定める財産の取得をするためでございます。

補足説明は引き続き消防長が行います。

○議長（力山 彰君） 補足説明。

消防長。

○消防長（橋本臣彦君） 消防長です。

第34号議案、財産の取得について補足して説明をいたします。

3ページ、第34号議案参考資料を御覧ください。

1、契約の概要です。

財産の表示は令和8年度高度救命用資器材一式で、先ほどの第33号議案で説明いたしました、災害対応特殊救急自動車（高規格救急自動車）に積載するものです。

契約の方法は一般競争入札で、購入金額は、消費税及び地方消費税を含み、1,650万円、本年5月29日に仮契約を締結しています。

納入期限につきましては、令和9年3月31日としております。

契約の相手方は、広島市中区上幟町11番3号、日本船舶薬品株式会社広島営業所です。

2、取得財産の明細です。

購入する資器材は、国が示す高度救命用資器材の基準を満たす仕様となっています。主な資器材について、一部ですが説明をさせていただきます。

重症傷病者の呼吸管理、安全に気道確保を行うための気道確保用資器材やビデオ喉頭鏡、自動体外式除細動器（AED）のほか、心肺停止した傷病者に対して継続的に胸骨圧迫を行う自動心マッサージ器など、高度救命処置に必要な資器材を整備するものです。

廃棄する予備車に積載している資器材は、生産中止やメーカーサポートが失効しているなどのため、ほかの車両への載せ替えは予定しておりません。

なお、事業に当たっての主な財源ですが、充当率100%、交付税措置70%の緊急防災・減災事業債を見込んでおります。

入札結果表につきましては、次のページに記載しておりますので、御参照ください。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑はございますか。

田中議員。

○15番（田中伸武君） これも入札のところを教えてください。1者だけ応札のようですけども、これ一般競争で1者だけ応札なんです、応募があったということですね。この資器材は、かなりさっきの防災グッズと同じように専門的な特殊な資器材だと思われるんですけども、業界なりなんなりなのか、僕も分かりませんが、こういうのこそ逆に専門業者の指名競争なりするべきじゃないかという気もするんですけど、なぜ一般競争で、しかも結果的に応募1者だったのか、その辺の理由なり原因なり分かれば教えてください。

○議長（力山 彰君） 答弁。

財政課長。

○財政課長（升井祐佳君） 財政課長です。ただいまの田中議員の御質問にお答えします。

このたびは指名できる業者が限られるということで、広く公募を行うために、一般競争入札を行いましたけれども、結果として1社のみの応札であったということです。この結果を受けまして、近隣市町の状況も確認しましたが、やはり当町と同様に一般競争入札を行っているところが多く、応札状況は同様の状況でした。

なお、1者応札であっても、予定価格の妥当性や仕様の適合性については十分に確認をしております、調達の適正性は確保されているものと考えております。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思います、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

ここで休憩いたします。再開は２時５分とします。休憩。

(休憩 午後 １時５５分)

(再開 午後 ２時０５分)

○議長（力山 彰君） 休憩中の議会を再開します。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 日程第１３、第３５号議案、財産の取得についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 第３５号議案 令和８年６月２６日提出。

財産の取得について。

議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求める。

府中町長 寺尾光司

提案理由でございます。

地方自治法第９６条第１項第８号の規定により条例で定める財産の取得をするためでございます。

補足説明は教育部長が行います。

○議長（力山 彰君） 補足説明。

教育部長。

○教育部長（中本孝弘君） 教育部長です。

第３５号議案、財産の取得について、補足して説明いたします。

第３５号議案参考資料を御覧ください。

本件は、町立小中学校で児童生徒が使用している学習者用端末を更新するもので、令和８年度当初予算に計上し、議決をいただいているものです。

財産取得契約の概要です。

１、契約の概要です。

財産の表示は、学習者用端末（GIGAスクールPC）です。

契約方法は随意契約で、購入金額は、消費税及び地方消費税を含み、2億7,324万円です。

仮契約日は令和8年5月29日です。

納入期限は令和9年3月1日としています。

契約の相手方は、広島市中区袋町4番25号、株式会社大塚商会広島支店です。

2、取得財産の明細です。

数量は4,968台です。内訳は、小学校分として、令和8年5月1日時点の児童数3,058人分に予備機15%分を加算した3,516台から令和6年度に整備済みの83台を控除した3,433台及び中学校分として、同じく5月1日時点の生徒数1,335人分に予備機15%分を加算した1,535台です。

端末等の要件は、アからエに記載しているとおりです。

なお、本契約に現行の端末の処分は含まれておりません。

見積執行記録につきましては、資料4ページの見積執行表を御覧ください。

本件は、県内の市町で構成する広島県GIGAスクール推進協議会が実施する端末等の共同調達により調達するもので、この協議会が実施した公募型プロポーザルにおいて決定された候補者と随意契約により契約を締結することとなるため、見積業者は1者のみとなっております。

候補者の選定に際しては、県教育委員会及び当町と同じく今年度ChromeOSの端末を整備する6市町からそれぞれ委員を出した選定委員会において審査を行い、選定しております。

説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（力山 彰君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

13番、齋藤議員。

○13番（齋藤 昇君） 13番、齋藤なんですが、これ見ましたら、随分あれですね、予算額から比べると購入金額がかなり低くなってますよね。1台単価も5万5,000円ということですが、これは当然妥当な金額なんじゃないかな。もちろんこれだけ安くなってますし、今、聞きましたらやっぱり、特に子どもさんがやっぱり使われるということで、かなり、若干ね、やっぱり元気のええ子もおるし、扱いの不慣れ

な子もおるし、いろいろあるということで結局15%加算という形になってるんですが、これある程度やられた場合のいわゆる修理破損、これの現状というのは今どういったような状況なんでしょうか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

学校教育課長兼職次長。

○教育次長兼学校教育課長（宍田 貴君） 学校教育課長兼職次長です。13番、齋藤議員からの御質問にお答えいたします。

まず、予算との差でございます。こちらの5万5,000円というのがですね、今回、特定財源として補助金等々使わせていただいておりますので、その上限額5万5,000円というところでございます。その中で、今回プロポーザルをするに当たって、条件として、設定上限ある金額の上限を1台5万5,000円という条件を付して公募したところいうところでございます。

2点目の15%の予備機についてでございますけれども、議員御指摘のとおり、補償というのがですね、第1期の今、今現在、児童生徒が使っているタブレット端末についてはかなりのものがございまして、実績でいきますと、令和5年で113台ぐらい、令和6年で208台、令和7年で158台ぐらいの実際の修繕を行っているところでございます。それを受けまして、この第2期のときにですね、町として何を一番重きを置くかというところにつきましては、頑丈さというところで、それも条件に入らせていただいた上で、頑丈なものと。さらには修繕につきましても、例えばキーボードが外れたとかですね、バッテリーが壊れたとかいうときに、これまでのものは全て業者さんのほうで修繕してもらおうといけんかったんですけれども、そういった部分部分での修繕が、部品だけを購入すれば、こちらのほうでできるというようなところもですね、大きな採点のポイントとして、府中町は満たしていただいた、その中で選定させていただいたものでございます。

15%の予備機につきましても、これは特定財源をする際の上限というところでございます。予算との差につきましては、こちらがですね、実際に購入できるのが先ほど台数の数量の説明で教育部長も申しましたけれども、令和8年5月1日時点の児童生徒数というのが上限になっております。そこから既に近々で整備済みのものを控除したところでございますけれども、この5月1日時点のものというのが、予算の段階では将来の推計ということでございましたので、予算不足に陥らないように将来の推

計についてしっかりと間違いのないような形で推計をさせていただいた結果、予算との差額が出たというところでございます。

答弁は以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

16番、二見議員。

○16番（二見伸吾君） 16番、二見。

私は2020年の6月議会で、GIGAスクール構想と府中町の児童生徒の学習保障について一般質問しました。この中で、タブレット1人1台端末というのが、突然、国の方針が出てきまして、私は今でも1人1台端末、本当に要るのか、要らないのではないかというふうに考えております。しかし、国の施策として5年間続いてきて、府中町だけでどうこうするというのも実際にはできないというふうに考えております。

それで、今回の購入経費約2億7,000万円で、2020年は2億4,000万円でした。ここにも物価高騰の影響が表れています。

そこで、購入の財源について伺います。前は全額国費で賄うことができました。3分の2が文科省の補助金、3分の1が地方創生臨時交付金を使って町の一般会計予算1円も使わないでこのタブレットを導入することができたわけですが、今回、3分の2の文科省の補助金はあるのでしょうか。また、残りの3分の1、約9,000万円の財源、これも交付金は多分ないと思うんですが、この財源、どのようになっていますでしょうか。

以上を伺います。

○議長（力山 彰君） 答弁。

学校教育課長兼職次長。

○教育次長兼学校教育課長（宍田 貴君） 学校教育課長兼職次長です。二見議員の御質問に答弁いたします。

このたびの購入に際しての特定財源でございますけれども、3分の2が、こちらが県の補助金、県の公立学校情報機器整備事業費補助金、こちらが充当可能でございます。残りの3分の1は議員御指摘のとおり、町の費用になりますけれども、町の費用のうち9割、90%につきましては、予算でいきますと小学校、また中学校の学びの充実事業債、制度の名称でいきますと、デジタル活用推進事業債、こちらを充当する

ということになります。ですから、今年度の一般財源の持ち出しとしましては、3分の1のうちの10%が一般財源、3分の1の残りの90%については起債を充てさせていただくというところでございます。

以上です。

○議長（力山 彰君） 二見議員。

○16番（二見伸吾君） 小学校と中学校とそれぞれ違う起債が可能だったというか、それを使うということだったんですけども、これ何か特定、有利な裏補助があるとか、何かそういうことはあるんでしょうか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

学校教育課長兼職次長。

○教育次長兼学校教育課長（宍田 貴君） 学校教育課長兼職次長です。

起債に対する交付税が有利な特定財源という御質問でございますが、こちらについては交付税措置はなしでございます。

以上です。

○議長（力山 彰君） 二見議員。

○16番（二見伸吾君） 二見です。

いうことはですね、起債で分割払いですということなんだと思うんですけども、結局3分の1の9,000万円は、町が負担しないといけないということだと思うんですね。ですから、2020年のときには全部国で面倒見ますよと。だから安心して皆さんタブレットと言ったけれども、今度は3分の1はそれぞれの市町村で何とかしなさいということになって、次の更新の時期に、私はね、どうなるんだろうかと。ますますこの基礎自治体の負担が増えるのではないかとということを危惧しています。ぜひね、これ以上の負担がかからないように、県や国との関係で、ぜひ頑張っていただきたいということで、私の質疑を終わります。

○議長（力山 彰君） ほかに質問のある方。

○6番（梶川三樹夫君） 先ほどの教育部長のお話では、端末の、今、使ってる処分代は入らないということですけど、今の使ってる端末はどうなるんでしょうか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

学校教育課長兼職次長。

○教育次長兼学校教育課長（宍田 貴君） 学校教育課長兼職次長です。

梶川議員の御質問でございますが、端末の処分につきましては、このたびの新たに購入する端末の納期が令和9年の3月1日ということで、年度の途中、学期の、3学期の途中ということもございますので、想定といたしましては、原則、来年度から実際に子どもさんたち、児童生徒が使えるというのが一番時期的に、この時期にまた新しいものの使い方を覚えるとかいうところがなくていいのかなというところでは考えております。ただ、これにつきましては学校ともしっかり協議をしながらという形にはなりますけれども、その上で処分でございますけれども、そういったものをして更新した後、残ったものにつきましては、来年度以降になろうかと思っておりますけれども、これまでも委員会等で御提案いただきました福祉の事業所等での利活用も含めまして、こういった形の処分させていただくのがいいかというのは、引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問のある方。

安部議員はいいですか。

○3番（安部智恵美君） 同じでした。

○議長（力山 彰君） はい、分かりました。

ほかに質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決定したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 日程第14、第36号議案、指定管理者の指定についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 第36号議案 令和8年6月26日提出。

指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

府中町長 寺尾光司

提案理由でございます。揚倉山健康運動公園の管理を行わせるため、指定管理者を指定するものでございます。

補足説明は建設部長が行います。

○議長（力山 彰君） 補足説明。

建設部長。

○建設部長（礪亀 智君） 建設部長です。

第36号議案、指定管理者の指定について補足して説明いたします。

1、公の施設の名称は、揚倉山健康運動公園。

2、指定管理者は、株式会社揚倉ネクストステージ。

3、指定期間は、令和9年4月1日から令和28年10月31日までとしております。

本件につきましては、5月の臨時議会において、御説明しましたとおり、揚倉山健康運動公園整備等事業として、Park-PFI制度及び指定管理者制度を活用しておりますが、指定管理者制度に係る指定管理者について、本年3月の選定委員会で株式会社合人社計画研究所を代表企業とするグループが選定され、その後、指定管理を受託するためのSPC「特別目的会社」として株式会社揚倉ネクストステージが設立されたものです。

指定管理者が行う業務の範囲は、多目的広場、テニスコート、クラブハウスの利用の許可、利用料金の収受、公園の維持管理等です。

選定された事業者は、スポーツ施設の管理運営に関する知識及び経験を有するとともに、民間活力を活用した公園の魅力向上や利用促進に関する提案がなされており、施設の設置目的を効果的に達成できるものと考えております。

以上のことから、同社を揚倉山健康運動公園の指定管理者として指定を行うもので

す。

なお同社は、代表企業である株式会社合人社計画研究所、シンコースポーツ中国株式会社及び株式会社鴻治組の３社により出資され設立された会社です。

また、指定期間につきましては、民間の創意工夫と活力を最大限に引き出し、公園利用者に安定的かつ質の高いサービスを提供するため、約２０年に及ぶ長期の指定期間を定めております。

補足説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

１５番、田中議員。

○１５番（田中伸武君） 指定管理の中身が、ちょっと、今かなり大ざっぱ過ぎるんですけども、５月の臨時会で、整備計画のハードのほうの議案、財産取得の議案はこれも中身をなかなか大ざっぱな説明で議会議決しましたけども、今回は言えばソフト面の中身だろうと思うんですけども、これは何か具体的にこういうことを指定管理するんだと。あのときの質疑にも出てきましたけども、例えばレジャーにはどういうものを提供する、あるいはあそこに新しくスポーツジムが造られるわけですけども、どういう運営をするんだとか。そして住民の関心の高かった駐車場の経営ですけども、これは指定管理以外の収益事業ということになるんかもしれないんですけども、指定管理をするに当たってそれを許しとるわけですから、そういう関連の事業も含めたですね、この２０年間の、どういう運営するのかという中身をですね、きちっと住民に知らせて、あるいは細かく見せた上で説明があるべきだと思うんですけども、そういった資料の補足はありますでしょうか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

スポーツ交流拠点推進課長。

○スポーツ交流拠点推進課長（丸谷大介君） スポーツ交流拠点推進課長です。ただいまの御質問にお答えします。

まず、この１９年７か月が指定管理の期間になってございますけども、今の御質問、どういった管理運営をしていくのか、指定管理の中身っていうふうなところがまずございましたので、その点から。条例上、特別公園施設といたしまして多目的広場、それからテニスコートなどございますけども、これの利用許可がまずございます。

次に、公園利用者に対する利用の禁止。例えばですね、例えば花火をすとかですね、あるいは公園施設を損傷したり土地の区画形質を変更したりとかですね、公園利用者がそういったことをしている場合においてはですね、そういった利用が制限できると。指定管理者のほうでそれをやめてくださいというふうなことができます。

それから、条例に基づく指定管理者のお仕事なんですけれども、それから、監督処分ですね、ルール違反者に対する今の多目的広場の利用許可などの取消しなどがございます。

それから料金の収受。具体的に言いますと、多目的広場でいいますと、10年4月以降3,000円というふうな料金なんかを指定管理者が指定管理者の収入として収受することができるというふうなところでございます。

そのほかなんですけれども、施設整備の点検保全業務、そのほか草刈り、植栽、それから清掃ですね。それからたくさんの方に公園施設利用していただきたいですから、利用の促進業務としてのパンフレット、ホームページ等の作成などがございます。

これらの住民の周知をしっかりとっていくべきではないかといったところの御質問についてなんですけれども、5月22日の臨時議会でハードのところ議決いただきましたけれども、どういったものがつくられるか。それからそれらについてどういった管理運営がされていくかというふうなところにつきましてはですね、積極的にこれから府中町のホームページなどでですね、発信していきたいなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） 積極的に発信する前に議会で判こ押せいう、5月の臨時会のとくと同じように議会に、先、判こ押せという提案なわけなんですけれども、なかなかそれでは、僕らも責任持って住民に説明できんわけです。

もう一つですけれども、指定管理料は年々どのぐらいか。あるいは、いや、町とこの指定管理者との間での指定管理料以外の財務上というか、会計上のやり取り、出入り、どういう契約なのかを、その指定管理の契約の内容を教えてください。

○議長（力山 彰君） 答弁。

スポーツ交流拠点推進課長。

○スポーツ交流拠点推進課長（丸谷大介君） スポーツ交流拠点推進課長です。ただいまの御質問にお答えいたします。

指定管理料に関してなんですけれども、19年7か月で総額4億7,887万2,000円というふうになってございまして、ほぼ均等に毎年2,500万円程度ずつ支払っていく予定でございます。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに。

15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） だからこれ、町が支払う指定管理料が年間2,500万ずつという、その指定管理業務の契約内容になっているということですよ。それ以外にあるいは指定管理料以外でのですね、あるいは町とこの業者とのオプションなのかどうなのか分かりませんが、やり取り、あるいは事務上の出し入れというのは何かありますか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

スポーツ交流拠点推進課長。

○スポーツ交流拠点推進課長（丸谷大介君） スポーツ交流拠点推進課長です。

S P Cとのやり取りといたしましてはですね、6月8日付でですね、指定管理に関わる仮協定のほうを締結してございます。今後はこの仮協定に基づいてですね、管理運営を行っていくことになるんですけれども、それとは別に、年度ごとの年度別協定というふうなものも年度ごとに締結していく予定でございます。

以上です。

○議長（力山 彰君） 15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） 年度ごとに何を協定を締結するんですか。僕は今の質問でちょっと取りあえず聞きたいのは、お金の出入りの面でですね、こういったことがこの指定管理料以外にこの指定管理グループと想定されるのかということなんですけど。

○議長（力山 彰君） 答弁。

スポーツ交流拠点推進課長。

○スポーツ交流拠点推進課長（丸谷大介君） スポーツ交流拠点推進課長です。ただいまの御質問にお答えいたします。

お金のやり取りっていうふうなところでの御質問だと思うんですけれども、お金の

やり取りに関しましてはですね、指定管理者とのほうの直接のやり取りとしては、指定管理料、先ほど申し上げた、19年の総額でいいますと、4億7,000千円何がしというふうなところのやり取りのみでございます。

以上です。

○議長（力山 彰君） ちょっと田中議員、もう1人、先ほどから手挙げられてます。

14番、宮本議員。

○14番（宮本 彰君） ちょっと聞き取りにくかったんですけども、教えていただきたいんですが、株式会社ネクストステージというのは、合人社とあともう1社どこだったんですか。それと、持ち株の割合を教えてください。

○議長（力山 彰君） 答弁。

スポーツ交流拠点推進課長。

○スポーツ交流拠点推進課長（丸谷大介君） スポーツ交流拠点推進課長です。

株式会社ネクストステージの出資者なんですけれども、株式会社合人社計画研究所、それからシンコースポーツ中国株式会社、それから最後に株式会社鴻治組になってございます。

出資割合なんですけれども、株式会社省略しまして、合人社のほうが55%、シンコースポーツ中国のほう40%、鴻治組のほう5%というふうな形の出資比率になってございます。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかにございますか。

田中議員。

○15番（田中伸武君） さっきの続きですけれども、収益事業は勝手にやってくださいということなんだろうと思うんですが、そこは20年間の収支計画をですね、彼らは立てとるだろうと思うんですけれども、そういうことを含めた彼らのこの20年間の指定管理をですね、うまくやっていくのかどうかというところを見るためにもですね、どういう収益事業でどの程度やっていく計画なのか、あるいはクラウドファンディングの話も前から出とるわけなんですけれども、そういったものをどこが収入として得て、あるいはこのSPCとの関係なり、レジーナとの関係でですね、どういうものを想定している、どう出入りさせようとしているのか、そこら辺りの見通しがあれば教えてください。

○議長（力山 彰君） 答弁。

スポーツ交流拠点推進課長。

○スポーツ交流拠点推進課長（丸谷大介君） スポーツ交流拠点推進課長です。ただいまの御質問にお答えいたします。

収益施設というふうなところの御質問ございましたけれども、収益施設としましては、現在のところ駐車場、それからトレーニングジム、それからミニコンビニというふうな提案が出てございます。この収益事業、これ都市公園法上のP a r k－P F I制度上でいう公募対象公園施設というふうなところでの施設になってございます。で、指定管理の運営に関しましては、根拠法が地方自治法と。話戻りますけれども、P a r k－P F Iの根拠法は都市公園法というふうなところで、今のその収益事業のところの部分として管理料のところの部分はちょっと分けて、今、整理しているところ、事業者のほうもそういった姿勢で今、調整しているところでございます。

これクラウドファンディングのお話もちょうと御質問ございましたのでお答えさせていただくんですけれども、クラウドファンディング、この秋ぐらいからはちょっと始めたいなど。午前中も申し上げましたけれども、揚倉山運動公園の再整備の事業費に充当したいというふうに考えているところなんですけれども、これに関わる管理運営費用にそれらで集まった費用を充当するというふうな予定は今のところないというふうなところのお答えをさせていただきます。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） 私が今、非常に拙い頭で思いつくったけども、そういういろんなことを見た上で、整備計画のソフトのほうのですね、全体を見ていかんとなかなかそういう状況の中で、指定管理、よっしゃ、20年頼むぜということを責任持って僕としては判断しにくいわけです。やっぱりそういう議会がですね、指定管理を判こ押す前にですね、そういう計画を、今、口頭で非常に早口でおっしゃるんですけれども、ちゃんと文書なりなんなりホームページなりですね、こういう案だよというのが、実際にはもうP F Iで落札しとるわけですからですね。そこを示し、どこかで示した上でみんなで考えてですね、よっしゃ、これでいけるんだというふうにしたいと思います。

それで、もう一点ですけども、やはり収益事業だから今回は触れないんだいうことですが、一番の関心事の駐車場の有料化ですよ。これも前回の説明では、まだ決まったわけではない。200円から300円の上限の案で今、進めておるという話でしたけど、これはやはり指定管理をやるに当たって、その指定管理の業者がですね、別のところでこれだけもうけるけえ、この指定管理を受けるという大きな意義づけになっとなるわけですからですね、そこら辺りもきちっとどういうふうな話が進んだらいいかを説明した上でやっていただきたいと思います。

最後に1点だけ、せめて駐車場のところの今、見通しを教えてください。

○議長（力山 彰君） 答弁。

スポーツ交流拠点推進課長。

○スポーツ交流拠点推進課長（丸谷大介君） スポーツ交流拠点推進課長です。駐車場のところについての御質問にお答えいたします。

駐車場につきましてはですね、5月の臨時議会でも御説明させていただきましたけれども、30分間無料、30分から90分までが200円、それ以降が一律300円というふうなところで、今、協議のほうが進んでいるところでございます。この駐車場に関しましてはですね、この駐車場から得られた収入が特定公園施設、つまり、人工芝、あるいは今、下段にはないですけれども、照明の費用に当たるというふうなところで重要な収入源というふうに考えてございます。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

15番、田中議員。賛成討論ですか、それとも反対討論ですか。

○15番（田中伸武君） 反対。

○議長（力山 彰君） 賛成の討論の方ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） では、田中議員、討論をお願いします。

○15番（田中伸武君） 田中伸武です。今回のこの指定管理の議案に反対の立場で討論させていただきます。

さっきもちょっと触れましたけれども、今回の議案はやっぱり揚倉の20年のPark-PFI事業のソフトの部分を業者に頼むぜ、それを議会で承認しようぜという議案ですよ。5月の臨時会では一方の柱であるところのハードのほうですよ。公園整備の財産取得案件ということで、議会に提案があって、若干の反対があり、私を含めて反対がありましたが、この審議したということですよ。つまりこれは去年からずっと議論になっとるんですけれども、揚倉山の再整備の事業を、最後の段階で、ハードの部分とソフトの部分をそれぞれ議案で我々が承認すると。それは我々が責任を持つということになるわけですから、大事な最後の議会の関門じゃないかと思うわけです。その意味でですね、やはりこの20億をかけた大きな町の事業ですからね、やはりきちっと事前に中身のある程度分かって、我々も判断し、議論しですね、そうした上で、ハードの面はオーケーだよ。ソフトの面は20年間こうだよ。関連の事業としてこんなものもあるよと。彼らはこういう収支計画出してるよ。これでいいかどうか、そういう判断をしたいと思うわけですね。

以前から言っているように、今回の事業がPark-PFIが本当に最適なのかどうか。これもコンサルタントに3,000万かけて判断してる。それを繰り越して、結論を考えていたところですよ。さっきの午前中の答弁の中で、お聞きしましたけれども、Park-PFIで繰越明許の中でコンサルに委託したPark-PFIが適当なのかどうかをコンサルに委託した事業がやっと繰り越した上で、この5月29日に契約したという答弁でした。そうするとやっぱり5月22日の1週間前の臨時会で、ハードの整備を我々議会審議したわけですが、そのときはやっぱりまだ審議中だったということになるわけですね。今回のこの指定管理のソフトのほうの中身ですけども、当然この形の上では指定管理PFIがいいのかどうか結論の報告書が出る前に仮契約議案として出され、仮契約も済ませて、しかも中身は細かいところまで結構詰めてるんですけども、我々の判断は今日即、しかも、口頭でいろいろ聞けば、聞いた分だけこうやって今、説明があったということなわけですね。手続の面でいってもやはりPark-PFIが最適だったかどうか、ずっと議論したいのに、それをする間もなく結論が出て、として議案が出てきていると。この辺はやはり大きな問題だろうと思います。町民の議論があって、特に駐車場の問題や利用料の問題や事務の問題やら、住民メリットがとにかく見えてないわけですよ、今のところ。こういうところで最後の関門であるところの20年間のソフトの指定管理を議決するのは僕はち

よっとなかなか早計ではないか、早過ぎるのではないかと思うわけであります。

話はちょっと関連するとか飛びますけれども、市制移行の議論も今、町内で沸騰していますけれども、これもちょっと急ぎ過ぎだとかいうような議論もありますけれども、市制移行ですらですね、すら言ったらおかしいな、市制移行の議論はあれでもちゃんと町民説明会は今、議論を重ねるわけですよ。そして審議会もある。そうやって議論を、原案が出て、きちっといろんな議論を、町民の間に議論して最後に来年、議会に議案が提出されるという手続なわけですね。焦つとるとか言われながら、でも市制のほうはまだ、まだ言っちゃいけないか、そういう手続きちっとやつとる。それに比べるとこの20億円かける揚倉の再整備のこの話の進め方は、ちょっとあまりにちぐはぐで飛び過ぎとるんじゃないかと思うわけですね。

以上、もう何回もこの問題については私も意見を表明しておりますけれども、PFIが本当に最適なのかどうかという議論をもっとすべきだと。私は直接整備して、レジャーと契約したほうがもっと安上がりでいいのができるんじゃないかと思うわけですが、そういうことも含めた議論が足りてない。そういう中でどんどん手続だけ進んでいく。こういう中では、今日は最終局面ですけれども、賛成するわけにはいきませんので反対させていただきます。ありがとうございました。

○議長（力山 彰君） 次に、原案賛成者の討論ということなのですが、討論される方がおられませんので、ここで討論を終わります。

これより採決を行います。

ただいまの出席議員18名で、採決に加わる者17名でございます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（力山 彰君） 賛成多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に参ります。

その前にですね、日程第11、第33号議案、財産の取得についてでございます。

消防救急車の話なんです、宮本議員のほうから救急車の仕様の中にブレーキ装置等が附属されているかどうかということがございました。これについて警防課長のほうから少し追加説明がございます。お願いします。

○警防課長（岩井 勝君） 警防課長です。

先ほど第 33 号議案において、宮本議員のほうから質問のありました自動検知ブレーキシステム機能について、搭載しているかということについて回答を訂正させていただきます。

システムの機能について、搭載について確認をしました。このたび購入車両につきましては、仕様書には当システムの搭載について示していませんでしたが、このたび購入します車両については、標準装備として、インテリジェントエマージェンシーブレーキというシステムが搭載されておりました。このシステムはぶつかる可能性が高まると、表示とブザーで回避操作を促し、安全に減速できなかった場合はブレーキが作動するというシステムになります。なお、現車両には搭載されておらず、このたび購入する車両から搭載することになります。先ほどの回答について訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

以上になります。

○議長（力山 彰君） では、次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 日程第 15、第 37 号議案、監査委員選任の同意についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 第 37 号議案 令和 8 年 6 月 26 日提出。

監査委員選任の同意について。

府中町監査委員に次の者を選任することについて、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

府中町長 寺尾光司

提案理由でございますが、識見を有する者から選任している監査委員の任期が令和 8 年 6 月 30 日をもって満了となるため、新たに監査委員を選任することについて同意を求めるものでございます。

選任を求める者は、住所は記載のとおりで、お名前は谷山勝彦さんでございます。

谷山さんは、昭和 57 年に広島市職員に採用され、都市整備局次長、安佐南区長、道路交通局長を歴任された後、平成 31 年 3 月に定年退職をされておりますが、現在

も民間企業の社外監査役や広島家庭裁判所の家事調停委員を務められておられまして、事業の経営管理や行政運営に関し、十分な識見をお持ちの方でございます。

任期につきましては、令和8年7月1日から令和12年6月30日までの4年間となります。

提案説明は以上でございます。補足説明はございませんので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（力山 彰君） 以上で、提案説明を終わります。

ここでお諮りします。

本案は人事案件につき、慣例に従いまして質疑、討論を省略し、原案のとおり同意することに決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

なお、監査委員におかれましては、次の定例会において御挨拶をお願いしたいと思います。

ここでお諮りします。

本日はこれをもって散会としたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会とし、次回は6月29日午前9時30分から会議を開きます。

御苦労さまでした。

散会。

（散会 午後 2時52分）